



CONTENTS

I New Dean			
法学部長就任のご挨拶	竹濱 修	2	
II New Face			
自己紹介 (Selbst-vorstellung)、あるいは立命館のイメージ (Vorstellung)	植松 健一	5	
着任のご挨拶	岸本雄次郎	6	
着任のご挨拶	田原 憲和	7	
III Sabbatical			
2011 年前期サバティカルと国際学術交流	出口 雅久	8	
IV Presentation			
土地法学会関西支部で報告させていただいて～復興特区について～	斎藤 浩	12	
V Report			
モンゴル国立大学にて	山田 希	14	
VI Departure			
旅立つにあたって―謝意とともに	金子 博	17	
VII Column			
第2回ランチタイム法政研究会	望月 爾	18	
VIII Media Coverage I			
学会・研究活動報告		19	
IX Media Coverage II			
法学部定例研究会		34	
X Media Coverage III			
学術交流・研究活動		34	

新法学部長挨拶

New Dean

法学部長就任のご挨拶

竹濱 修 TAKEHAMA Osamu

本年4月、法学部長に就任致しました。法学部の執行部に入りますのは、2009年3月末に大学院法学研究科長を退任して以来、4年ぶりです。この間は、少し荷の軽い立場で過ごさせてもらいました。その分、これからの3年間は、適切に任務を果たせるように努力したいと考えています。

ここでは、任期3年間の抱負と本学法学部の現状を交えて簡単に説明し、法学部長就任のご挨拶と致します。



法学部教育への期待と展開方向

本学法学部の教育面では、2006年度以降の数年にわたる議論に基づく2008年度カリキュラム改革によって、初年次教育に相当に工夫をし、コース立てを明確にして段階を経て専門性を高めていく形にしたことは、概ね現在の学生実態に合った教学内容になっています。ただ、時代の動きの激しい中で、カリキュラムの枠組みのみならず、内容面の充実がますます重要視されています。大学教育が学生の自主的・積極的な学習、研究に多くを期待していることはもちろんですが、この部分について、私たちが昔のように学生に期待するだけでよいのかというと、そこにもっと教育的な「仕掛け」が必要な時代になっています。本学は、大きなサイズの講義だけではなく、小規模なクラスの講義を、演習科目を含めて多数配置し、これまでも学生の学習意欲を喚起し、自主的、積極的に学ぶ気風の醸成とその展開にとくに配慮して来ました。その成果は、それなりに出ています。しかし、現在は、その成果の出方をさらに大きくし、社

会的にももっと認知されるだけのインパクトを持つことが求められます。それは、学生諸君の能力をもっと伸ばす教育的工夫が求められているということになります。これを達成することにより本学法学部の教育的使命を果たすとともに、いっそうの質的な向上が図れると考えています。幸い本学法学部の学生は、潜在的な能力の高い人が多く、これをさらに大きく開花させる教育方法、効果的な手段を工夫すれば、さらなる発展が期待できます。

そこで、本年度の法学部企画委員会では、これまでの議論を参考にしながらも、それに拘束されることなく、自由闊達に幅広く深い検討をしてもらおうと考えて、比較的若い世代の教員を中心に組織しています。本年度の検討を受けて、次年度はそれを具体的な形にすると、どのように着地していくのか、私たちに与えられた条件の下で、全学の教育体系や既存の法学部のそれとうまく整合するように、あるいは従来の体系と異なる創造的、新奇性のあるものであれば、その突破すべき部分も含めて、設計図を描く時期に入る予定で

す。さらに次々年度では、それを実施要綱のレベルに具体化し、次のカリキュラム改革につなげる3カ年計画を予定しています。

大学院法学研究科の現状と今後の展開

一方、大学院法学研究科は、この間、法科大学院、公務研究科の新設などもあり、その影響を受けました。法学研究科は、それらとは異なる目的、目標をもつ学生に向けた進学先として、そのボリュームの調整を行いながら、税理士、司法書士など、法学関係資格の取得を目指す人や民間就職の希望者に向けたコースを設定し、他方で研究者養成の任務をも着実に果たして来ました。丁寧な指導に定評があり、実務の世界でも、実情をよく知る方々からは、本学法学研究科を進学先として推奨される状況にあります。また、社会人に向けた取組みとして「金融と法」東京講座の10年にわたる開講は、官界・経済界から好評を得ています。講師陣もその道の第一線で活躍され、注目される方々です。今後は、衣笠の地で、法学研究科のプレゼンスをどの面であげて行くのか、その模索と同時に、首都圏における本学法学部・法学研究科の校友へ法学部がどのように支援していくのか、その点の施策を検討する予定です。

法学部教学の国際化の課題

教学課題の大きな課題の一つは、法学部教学の国際化です。法学部は、従来、欧州方面、とくにドイツとの交流が長く、頻繁に研究者、法曹界の重鎮の皆さんが本学法学部を訪問し、ときには集中講義をされ、また私どもから訪問するなどして親密な関係を築いて来ました。アメリカの大学との関係も、留学先としてアメリカに行く教員が増えたこともあって交流が盛んになっていました。最近、アジア諸国との交流も従来以上に発展し、中国を中心に台湾、韓国との学生交換協定などが締結され、発展して来ました。とくに本学大学院法学研究科博士課程を修了し、母国に帰

って大学の教壇に立っている校友を通じた交流の発展が著しかったといえます。しかし、一方で、学部学生の留学する数が必ずしも大きくは増加していません。経済的な負担の問題もありますから、簡単に問題視することはできませんが、英語をはじめ外国語の力量向上を通じて、国際社会でのコミュニケーション能力を高め、異文化に触れて新たな知見を得ることも、これからの時代を担う人々にとって重要です。この面の課題のゴールをどこに置くかという問題も含めて、基本的な方針を今後の法学部教学の課題として検討します。

研究面の実り

研究活動の面では、近年の本学の紀要「立命館法学」をご覧になって頂ければお分かりになりますが、毎号、分厚い「立命館法学」が発刊されています（本学HPの法学部の紹介部分をご覧下さい。「立命館法学」の最近の内容は、全文がネット上で見られます）。教員スタッフの数が法科大学院を含めて多くなったことも原因の一つでしょうが、教員各位の旺盛な研究意欲の現れといえます。研究書、教科書も次々と発刊されていますし、法学系の専門誌に本学教員が多数論稿を掲載しています。文部科学省の科学研究費の採択を受けて、多様な研究が展開されています。私が本学に奉職した当初と比べても、研究条件はかなり良くなっています。それでもなお研究上不都合に思われる部分については、さらなる改善を加えて、研究時間を適切に確保する方法を講じていくことが重要であると考えています。

法科大学院との緊密な協力関係

法学部と法科大学院は、これまでも共同の会議体を設けて、密に意思疎通をし、協力関係を構築して来ました。法科大学院に吹く強い逆風がありますが、法学部は、協力してこの状況を転換し、本学法科大学院が良い立場、

評価を得られるように緊密な関係を今後も維持していきたいと考えています。そして社会で大いに活躍できる、1人でも多くの優秀な法曹を養成することができればと願っています。

自己紹介に代えて

最後に、話題を転じ、この間の若干の経験をお話しし、私の自己紹介に代えます。商法、とくに保険法を専門とする関係で、1996年9月下旬からロンドン大学で1年間の在外研究の機会を得、英国の著名な研究者や彼の地の文化風土に触れ、近代的保険制度の発祥の地を満喫しました。とくに、この留学中には、英国の総選挙におけるブレア労働党の地滑り的大勝利や香港返還、北アイルランドのIRAの爆弾事件、ダイアナ妃の遭難事故など、ロンドンが騒然とするいくつもの歴史的な事件に出遭い、英国の人々がどのような反応を示すのかを目の当たりにしました。その熱気は、凄いものを感じた次第です。帰国後は、英、米、独、仏の主要国の比較法的研究や東京での保険法の立法論的研究などに参加をしていまし

たところ、わが国基本法の現代化の政府方針の下で、法務省が商法の中から保険法を基本法として単行法にすることを具体化し始め、法制審議会保険法部会の幹事として審議に参加しました。同部会が立ち上がる前の1年間は、法務省内の予備的研究会があり、そのうえで、足掛け2年の同部会審議がありました。法曹界、経済界、関係業界、消費者団体、学界とさまざまな関係者の真剣な議論の中で私自身も少しは鍛えられた気がします。同部会の答申を経て法案化され、「保険法」は、無事、2008年5月30日に成立し、同年6月6日公布、2010年4月1日に施行されました。最近では、保険法施行後の解釈問題に対する対応とともに、旧司法試験時代からの司法試験審査委員（商法）をかなり続けていますが、ここでも関係者の様々な努力とさまざまな考えに出遭って、貴重な経験を積ませてもらっています。

以上のような経験も生かして、本学法学部の発展に少しでも寄与できればと考えています。皆様のご支援、ご協力を心から願う次第です。

(たけはま おさむ・商法)



New Face

新任紹介

自己紹介 (Selbst-vorstellung)、
あるいは立命館のイメージ (Vorstellung)

植松 健一 UEMATSU Kenichi

2012年4月に法学部に着任しました。専門は憲法です。よろしくお願いします。

信州（地域統合性が弱いと、北信以外の県民は「長野県」と呼びたがらない）は上田の生まれで、明治大学法学部、名古屋大学大学院を経て、島根大学に赴任することになり、9年半を松江で過ごしました。そういう事情から、生来の東信濃の言葉と東京の「ドラマことば」と名古屋（にゃごや）弁と出雲（えづうも）弁の混線口調になっているようです。京都はもとより関西圏での生活自体、ビギナーということになります。にもかかわらず、いきなり西陣の町屋風情の残る「京都らしき全開」の地域に住むことにしました。まだまだ、京都の本当の意味での「良さ」と「いけずさ」を経験はしていないのですが、とりあえずの転任一カ月間は、引越しの多忙の中にも、通勤途中に観る平野神社の桜など、京都の春の美しさを貪欲に感じている日々です。山陰の自然の素晴らしさ（とくに魚介の新鮮さ）は大好きでしたが、冬中続く低く重たい雲と湿気と日本海の荒さに鬱屈していた面もあったので、穏やかな春の陽光の下で、気持ちを新たに頑張ろうという気になりました。

それにしても不可解なことは、異動が決まり、松江の知人や学生たちに「京都に引っ越すことになった」と報告すると、返る言葉は決まって——大学関係でなく、私の学問的人脈にも通じていない人々なのに——「転任先は立命館大学ですか？」（「？」が付いているが断定調で）であった点です。今出川にも深草にも大学はあるのに、なぜ立命館だとわかったのかと問うと、「なんか、イメージ的にそ



んな感じがした」という答えが、これまた決まって返ってきたものです。どうも世間の「立命館に対する共通イメージ」というのがあって、それが知人たちの「植松に対するイメージ」とシンクロするらしいのですが、世人の立命館のイメージが何であるのか、そもそも、その発言の真意を好意的に受け止めてよいのか否か、ついに謎のままでした（京都の人と同じく本音をオブラートに包む気質の松江の人々の言葉は「裏読み」が必要です）。ついでに言うと、若い人の間では立命館＝「滋賀の大学」とイメージする人が多いので、驚きました。

立命館に赴任して、教学理念「平和と民主主義」が、外部にいる時に想像していた以上に、学内行政や授業運営に反映されていることを認識し、松江で言われた「そんな感じ」の正体も得心がきました。私の専攻する憲法学自体が「平和と民主主義」を扱う学問だという事実を越えて、日ごろの私の言動が「立命館らしさ」を醸し出していたのかもしれませんが、発話者たちの真意は別に、立命館大学

と私に対するポジティブな評価とエールであったと（いわゆる「期待の地平」に導かれて）解釈しておきたいと思います。

もとより、昨今の事情下において、世人が持つ「平和と民主主義の立命館」のイメージが、

現実隠ぺいの Ideologie 機能を果たしていないかが問われましょうが、それは「新任教員の挨拶」としては ultra vires のようなので、別の機会に。

（うえまつ けんいち・憲法）

新任紹介

New Face

着任のご挨拶

岸本 雄次郎 *KISHIMOTO Yujiro*

平成 24 年 4 月に着任しました岸本雄次郎と申します。民事法とりわけ信託法を専攻しております。昨年度は本学客員教授として、また、それ以前は本学東京キャンパスや他学の講師として教鞭を執っていたのですが、大学卒業以来 3 月まで金融機関に勤めておりましたので、大学に勤務するのはこれが初めてとなります。神戸の高等学校を卒業しておりますので一応関西人ではあるのですが、実は関西勤務もこれが初めてです。ゆえに慣れないことばかりで、先生方や職員の方々にご迷惑をおかけするばかりで忸怩たらざるを得ません。

東京キャンパスでの授業を担当するまでは、本学との直接のご縁はなかったのですが、貨幣の「専有＝所有権」理論の末川博先生が本学名誉総長であられることに個人的にはご縁を感じております。と言いますのも、右末川説（判例・通説）は、（貨幣たる）信託財産にかかる分別管理義務とその独立性との関係に大きな影響を与えらると思われるからです。学会参加のために初めて衣笠キャンパスを訪れたときに末川記念会館の存在を知り、甚く感動した覚えがあります。この度のご縁をいっそう大切にしたいと存じます。

学生にとりましても、縁あって入学した大学については、「生まれ変わっても母校に入学



したい」と思うほどに学生生活を充実させて欲しいと思います。先輩や友人等大学で出会った人との絆がその大きな役割を果たすのは言わずもがなですが、教員も当然それに含まれるでありましょう。私自身、母校（学部ゼミ）の恩師には今日まで四半世紀以上薫陶を受けて参りました。在学中は、そのご指導の下でのユニークなゼミ活動の内容により、学生としての達成感を得られたのはもちろん、就職活動も全く苦痛を伴わないものとなりました。卒業後も、人生の節目節目でご助言・ご指導を仰いで参りました。本学において私がそのような教員になれるか甚だ心許ないのですが、畏れ多くも恩師を手本として学生に接して参りたいと存じます。

上洛してまだひと月足らず、京のまちの地名すらよく分からず田舎者ぶりを露呈しております。市バスのシステムもまだ理解できておりませんので、余裕をもって出たつもりでも「間に合わないのではないか」と、いつも冷や冷やの思いをしております。初めて担当する授業科目の準備につきましても予想していた以上に時間がかかり四苦八苦の思いをしております。また、関西と関東では、学生のいわゆるツボが異なるのだと思います。彼らの反応に関しても勝手が違って戸惑ってばかりです。

ほぼ未成年で構成されている新入生を担当するのも初めてで、アルコールのないコンパではただただ苦笑するのみです。それでも、本学の先生方から大変なお気遣いを頂戴しておりますので、何とか大過なく日々を送ることができています。本当に有難いことで、先生方には厚く御礼申し上げます。できるだけ早く都での生活に慣れ、微力ながら本学のお役にたてるよう尽力して参る所存なればどうぞよろしくお願い申し上げます。

(きしもと ゆうじろう・民法財産法)

New Face

新任紹介

着任のご挨拶

田原 憲和 *TAHARA Norikazu*

4月より法学部に着任いたしました田原憲和と申します。本学では主にドイツ語関連科目を担当することになりますが、専門はルクセンブルク語学です。「ルクセンブルク語」とは言っても、元来はドイツ語の方言であった言語ですので、ルクセンブルク語学はドイツ語学の一分野であるとも言えます。

私はこれまでに、なぜルクセンブルク語のようなマイナーな言語を研究しているのかという質問を幾度となく受けてきました。まずはこの質問に対して簡単に回答したいと思います。そもそも私が大学院時代に研究対象としていたのは、フランス・ロレーヌ地方のドイツ語でした。ロレーヌ地方の中でもルクセンブルクに隣接する地域では、ルクセンブルク語と類似したドイツ語方言が話されています。かつてはこの地域の言語はドイツ語であるとされてきましたが、1984年にルクセンブルクで「言語法」が制定されて以来、ロレーヌ地方北西部ではドイツ語ではなくルクセン



ブルク語に規範を求める動きが活発化したのです。一連の動きとその背景を調査しているうちに、気がつけばルクセンブルク語研究がメインになっていたという次第です。

本学に着任する以前は大阪市立大学で非常勤講師をしながら、同大学の都市文化研究センターで研究員を務めていました。センターでは自らルクセンブルク語に関するプロジェクトを立ち上げ、研究会やシンポジウムを開

催してきました。日本におけるルクセンブルク語研究者はまだまだ少数ですが、徐々にその輪が広がりつつあります。

最終の出身大学も大阪市立大学なのですが、学部は獨協大学、大学院修士課程は名古屋大学と、多くの大学に在籍してきました。また、その間にオーストリアのザルツブルク大学とドイツのデュースブルク大学に各1年間の留学を経験しています。そしてこの度ご縁があって本学に奉職することになりました。本学の学生に対しては、明るく楽しげでありながら地に足がついているな、という印象です。これから本学で多くの出会いがあると思うと、心の底からワクワクするような、非常に晴れやかな心地になります。

ところで、ルクセンブルクの「言語法」には以下のような条文があります。

第4条 [行政上の申請語]

申請書がルクセンブルク語、フランス語またはドイツ語で作成されている場合、行政機関は可能な限りその回答に申請者の選択した言語を使用するものとする。

この「可能な限り」という一言が、書きことばとして用いられることの少ないルクセンブルク語の現状を反映しており、私のお気に入りの文言です。しかし、私は本学の発展のために「可能な限り」ではなく、「最大限の」努力を払い、精進して参りたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(なお、行政機関に対してルクセンブルク語で申請書を作成するのは一般市民ではなく、ほぼ言語保護団体に限定されているというオチも大変気に入っています。)

(たはら のりかず・社会言語学、ドイツ語)

外留報告

Sabbatical

2011年前期サバティカルと国際学術交流

出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

2011年4月1日から9月25日まで法学部よりサバティカルを取得したが、諸般の事情により4月と5月は京都に留まり、本学の国際学術交流のために微力を尽くした。

まず4月初めには、本学客員教授として招聘したハンス・ユルゲン・パピア教授（ドイツ連邦憲法裁判所前長官）の講演会やシンポジウム等を開催した。本件については『立命館ロー・ニューズレター』66号16頁以下参照していただきたい。次に、5月の一橋大学法学部で開催された日本民事訴訟法学会の際には、イー・ホーウォン前会長（延世大学法科大学院教授）と日韓学術交流に関する懇談

会等を開催した。

その後、5月31日には韓国中央大学法科大学院を訪問し、ジョン・ビョンソ教授の司会により「日本の法曹教育と研究者養成」についてセミナーを開催した。ジョン・ビョンソ教授は、韓国の難関司法試験を合格したのち、若手実務家として東京大学法学部に留学し、その後、本学にも客員研究員として留学し、さらに、日本民事訴訟法学会では外国人招聘研究者として特別講演会を行った経験を持つ、いわゆる知日派の韓国民事訴訟法研究者の一人である。韓国民事訴訟法学会でも若くして常務理事に就任されており、将来を嘱

望されている若手研究者である。韓国も、日本と同様に法科大学院を設置し、本格的な法曹養成制度をスタートさせたが、日本の轍を踏まないためにと、韓国全体で25校のみ法科大学院を許可し、ソウル大学でも定員150名に限定し、厳しい定員管理政策を実施しており、日本の法科大学院の現状について大いなる関心を持っている。その後、本学の協定大学である延世大学法科大学院イー・ホーウォン先生、ソウル国立大学法科大学院ムン・ヒュック・ホー教授（元韓国民事訴訟法学会会長）を訪問し、日韓民事訴訟法共同研究について協議した。ちなみに、ホー教授は、松本博之教授（龍谷大学法学部）や私とともにフライブルク大学法学部故ペーター・アレンス教授の門下生であり、国際的にもご活躍されている韓国民事訴訟法学会の重鎮の一人である。

さて、6月1日からは北京に移動し、中国人民大学法学院・韓大元法学院長・楊東准教授のお世話で客員研究員としてキャンパス内にある「高麗会館」のゲストハウスに宿を構えながら、中国人民大学、中国政法大学、清華大学などをはじめとする中国の民事訴訟法研究者との研究会を数回開催した。中国人民大学法学院では、テレビなどでも有名な湯維建教授が主催する民事訴訟法研究会において「提訴前情報証拠収集と紛争解決」に関するセミナーを開催し、同じく民事訴訟法担当の肖建国副教授ほか25名程度の院生が熱心に



中国人民大学法学院修士課程「特別日本語クラス」の授業風景

日本の民事訴訟法改正問題について質疑応答を行った。人民大学法学院においては、楊東准教授が東アジア法研究所を立ち上げて、日本語担当の大工原勇人准教授が、学部時代に日本語を勉強した中国人院生20名程度を集めて、日本留学のための特別クラスを運営されていた。同様の特別クラスでアメリカ派遣のためのクラスは、丁相順准教授が同じくアメリカ法研究所を立ち上げて中国人民大学の国際化を強力に推進している。

また、中国の法学部での最大勢力を擁する中国政法大学法学院では、張保生教授（同大学副学長）の司会で「日本の法曹教育と研究者養成」に関するセミナーを開催した。ちなみに、同法学院には517名の修士課程院生と148名の博士課程院生が在籍し、教員数は112名であるという。セミナーには同法学院院生・学生が50名程度参加し、活発な質疑応答が行われた。



中国政法大学法学院証拠法研究所所長・張保生教授

さらに、清華大学法学院では王亜新教授が主催する民事訴訟法研究会において「提訴前情報証拠収集と紛争解決」に関するセミナーを開催したが、20名程度の参加者の院生および若手研究者の中には、原語または翻訳により日本民事訴訟法に関する体系書を通読しており、具体的な問題についてかなり高度な質問が提起され、日本法研究のレベルの高さを再認識した。若手研究者の多くが東京大学法学部等に留学した経験があり、ここでも日本法学の浸透について垣間見ることができた。

6月の後半は、北京に次いで日本の大学に

とても重要な学術市場でもある上海に移動し、まず本学協定大学である上海交通大学法学院を訪問し、若手研究者や大学院生との学術交流を展開した。その結果、上海交通大学法学院からは、院生の金哲君さんが本学法学研究科・特別研究生として来日されている。なお、季衛東法学院長によれば、2013年には、上海市内にある本部の図書館等を改築し、郊外のキャンパスから法学院棟を移設する計画であるということ伺った。同法学院は、季衛東法学院長の肝いりで、英語によるマスターコース等を提供している。これは、上海という地政学的な観点からアジア国際市場を睨んだ同法学院の国際化展開であり、また本学出身の崔梅香准教授（商法担当）も本学との学術交流に熱心に取り組んでいる。

また、上海では、旧知の華東政法大学法学院・陳剛教授を訪問し、上海交通大学と同様に郊外にある広大な敷地を有する同大のキャンパスに案内していただいた。中国では、どの大学でも、ほとんどの学生はキャンパス内の学生寮に住んでおり、講義の時間になると一斉に学生寮から講義棟に学生が押し寄せ、お昼の時間は各セクションに点在する学生食堂で昼食を取り、夕方は、昔の日本のように銭湯にタオルと桶を持って通う姿が見受けられた。華東政法大学法学院には、ギリシャ神殿を模したかのような石像を両脇に抱えた立派な図書館が存在し、その一角のセミナー室で同大学の法学部生を対象に「日本民事訴訟法の継受と伝播」に関するセミナーを開催し、20名程度の学生が聴講した。

さらに、この機会に上海から例の「高速鉄道」で南京に移動した。上海には高速鉄道専用の広大な駅が存在し、東京駅や梅田駅でも見られないように何千人単位の乗客が待合室に待機しており、飛行機を乗るかのようなセキュリティチェックを経て、改札を通過して列車に乗車する形式である。全席指定であり、パスポートがないと切符の購入はできない。手数料を払ってホテルなどのコンシェルジュ

を通さないと、切符の購入に数時間を要することもあるようである。

まず南京師範大学法学院を訪問し、旧知の劉敏法学副院長を訪問し、趙莉副教授の通訳で研究会を開催し、20名程度の院生・学生が聴講した。また、趙莉副教授の手配で南京の比較的大きな弁護士事務所を視察させていただき、意見交換をする機会を得た。



南京師範大学法学院副院長・劉敏教授と趙莉副教授

そして、今回の中国訪問の中でもとりわけ言及すべきは、南京大学法学院での「日本民事訴訟法改正問題」に関するドイツ語による講演会である。講演会には20名程度の院生が集まり、ドイツ学術交流会（DAAD）から派遣されているドイツ人講師とドイツ語で講義を担当している南京大学法学部・方小敏教授の司会でドイツ語で講演会が企画され、私の下手なドイツ語による講演の後、優秀な中国人院生によるドイツ語の質疑応答が展開され、南京大学のドイツ法学のレベルの高さに圧倒されてしまった。多くの学生は、まだドイツに留学もした経験のない院生であるが、学部時代にドイツ語を習い、ドイツ語で修士課程を学習し、修士論文執筆の後、優秀な院生はゲッチンゲン大学にドイツ学術交流会派遣学生として留学する制度がもう20年も前から確立しており、南京大学・中独法学研究所所長および副所長は、ドイツで博士論文を執筆してきた若手研究者であり、中独法学研究所では、若手ドイツ人研究者がDAAD派遣講師としてドイツ語で講義を行っている。この種の大学院でのドイツ語によるドイツ法の

講義という取り組みは、日本でもごく一部には散見されるが、中国では、南京だけではなく、北京の中国政法大学などでも修士論文取得を目指して展開されており、比較法の研究体制は質量ともに日本や韓国・台湾を上回る勢いである。

その後、マカオ科学技術大学法学部ピー・チンウェイ副教授のお世話で同大学を見学した上で、マカオ弁護士会を訪問し、ヌノ・サルディーナ・ダ・マタ会長ほか、同会の執行部を表敬訪問し、懇談会を開催した。マカオでは、未だに旧宗主国のポルトガル植民地時代の名残りで、ポルトガル法が通用しており、言語もポルトガル語と中国語の両方が使用されている。また、マカオ大学法学部において、カンディダ・ダ・シルバ・アントゥネス・ピレ副教授の司会で「提訴前情報証拠収集と紛争解決」について英語で講演を行った。2010年3月に本学にグローバル30関連で招聘した、中国政法大学法学院比較法研究所所長（マカオ科学技術大学法学院長兼任）ミー・チアン教授（フライブルク大学名誉博士）は、マカオ特別行政区初代行政長官の右腕として大学教員から転身してマカオでポルトガル語を流暢に操りながら政治の分野でも活躍されており、中国人研究者のダイナミックな一面を垣間見た。

7月に入って、ヨーロッパのサバティカル拠点としてのミュンヘン大学に移動した。まずウィーン大学法学部において日本民事訴訟



ギンター・ヴィンクラー教授、ヴァルター・レヒベルガー教授、アンドレアス・コネツキー教授と筆者

法改正問題についてセミナーを開催した。講演会には、旧知のギンター・ヴィンクラー教授（元同大学学長）、ヴァルター・レヒベルガー教授（元同大学法学部長）、アンドレアス・コネツキー教授、チューリッヒ大学から移籍したばかりパウル・オーバーハンマー教授も駆けつけてくれて、民事訴訟法関連の研究所助手20名ほどが参加し、日奥比較民事訴訟法について議論が盛り上がった。とりわけ、ヴィンクラー教授とは、慶応義塾大学大学院時代からの友人であり、大学行政、教育、研究について日頃から有意義なアドバイスをいただいている。

さて、ミュンヘン大学法学部においては、4月に本学客員教授として招聘したハンス・ユルゲン・パピア教授（元ドイツ連邦憲法裁判所長官）ほか、同教授のお弟子さん三羽鳥、フォロウド・シルバニ博士、マインハルド・シュレーダー博士、クリストフ・クロンケ助手をはじめ、本学とのドイツ学術交流会による学術交流に献身的な役割を果たしてきたルドルフ・シュトラインツ教授およびフィリップ・ロイス博士、日独の懸け橋となってきたゲルハルド・リース教授（元京都産業大学法学部教授）、韓国籍のチュン・キュン・パウルス・スー助手、フライブルク大学留学時代より交流のあるフォルカー・リープレ教授、交換プログラムで来学した経験のあるヘルムート・ザッガー教授、そして、ミュンヘン大学での受入責任者であるヨハネス・ハーガー教授等に短期間ではあるが、ミュンヘン大学との学術交流をより一層推進することができたと考えている。

7月25日からはハイデルベルク大学法学部（大会責任者：ブルクハルト・ヘス教授）において開催された世界訴訟法会議に参加した。今回の会議では「手続的正義」が統一テーマとして取り上げられ、世界各国より300名を超える民事訴訟法学者が参集した。私は7月28日午後開催されたオープンセッションにおいて、拙い英語ではあるが、アメリカ、ポ

ーランド、カナダの研究者の報告を受けて、ディスカッションの司会を担当させていただいたが、熱心に傍聴される各国の研究者との白熱した議論の展開を後から追っかける形ではあったが、大変良い経験になった。

(でぐち まさひさ・民事訴訟法)



世界訴訟会議 7 月 28 日午後のオープンセッション

学会報告

Presentation

土地法学会関西支部で報告させていただいて ～復興特区について～

斎藤 浩 *SAITO Hiroshi*

私は古くから公法学会に入っておりますが、学会報告などと言う大役は経験しておりません。公法学会の行政法部門とでもいう行政法研究フォーラムでは2回報告したことがあります。それは「判例時報」1877号と「自治研究」86巻7号に載せられております。

3月10日、立命館朱雀で開催する土地法学会関西支部で、会員外であるが報告せよとの名誉ある要請を支部長である松本克美先生から受けました。「自由と正義」3月号に書いた内容を報告しました。今後「立命館法学」で、3回ほど連載で深めてみたいと思っております。以下、当日報告したことを簡単に。

第1 問題意識

東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）は復興まちづくりのための強大な法律です。様々な欠陥をもちながらもこの制度が地域復興の鍵となることは間違いありません。しかし、地域はきれいになったが元の住民はほとんどいないという状況にしない努力が、諸外国の例からも阪神淡路の例からも求められます。

第2 復興特区法の内容

1 特徴

三本目の特区法ですが、その特徴は規制緩和と中央集権です。

震災特区法と政令であらかじめ指定されている特定地方公共団体が、単独又は共同して後述する計画を立てる、復興推進計画の場合は認定申請をし内閣総理大臣の認定を受け、復興整備計画の場合は国も入った復興整備協議会などで所要の協議や同意を経て公表し、復興交付金事業計画の場合は内閣総理大臣に提出すれば震災特区法に基づく事業が進むことになります。

2 三本柱

①復興推進計画

a 規制・手続の特例

18種類の広範囲な規制緩和メニューが用意されました。

住宅の確保の関係では、公営住宅入居者資格要件・譲渡・使用・廃止。

産業の活性化では、食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネ

ルギー製造施設等)の整備、工場・企業立地の緑地規制、漁業免許、応急仮設店舗・工場等の存続可能期間、小水力発電の規制、仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限、医療機器製造販売業等の許可基準。

狭義のまちづくりでは、建築基準法における用途制限、特別用途地区における建築物整備手続、バス路線の新設・変更、鉄道ルートの変更。

b 税・金融上の特例措置

次のような手厚い措置が設けられました。

復興産業集積区域における新規立地促進税制、特別償却又は税額控除、法人税の特別控除、研究開発税制の特例等、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置。

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除。

地域の課題のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除。

復興特区支援利子補給金。

②復興整備計画

国土交通省と農林水産省所管の法律に基づく次のような事業をおこなうに際しての土地利用の特例がその内容です。

イ 市街地開発(都市計画法)、ロ 土地改良(土地改良法)、ハ 復興一体事業、ニ 集団移転促進事業(集団移転促進法)、ホ 住宅地区改良(住宅地区改良法)、ヘ 都市施設整備(都市計画法)、ト 津波防護施設整備(津波防災地域づくりに関する法律)、チ 漁港漁場整備(漁港漁場整備法)、リ 保安施設(森林法)、ス 液状化対策、ル 造成宅地滑動崩落対策、ヲ 地籍調査(国土調査法)、ワ 住宅施設、水産物加工施設その他の円滑かつ迅速な復興のために必要な施設の整備。

③復興交付金事業計画

文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省所管の基幹40事業とそれに関連する効果促進事業等に対する復興交付

金がその内容です。

第3 土地法学会なので復興整備計画の特徴を述べました

1 手続の簡略化

都市計画区域等における開発行為等の許可を大いに簡略化しています。ダイナミックなものです。開発許可に関する都計法33条34条の基準を遵守するものであり、権利保護の点からは問題とするまでのことではないと見えるように整えられています。

しかしながら、法解釈は社会的経済的環境をふまえておこなわなければなりません。被災地の人的資源の困難を考えれば、復興整備協議会の協議(市町村、県、国、学識経験者など)、知事の同意、施設管理者の同意、知事による都計法33条、34条適合の審査・同意がどれほどの判断密度でおこなわれるかが極めて心配なことといわなければなりません。従って、これらの手続を監視し援助する具体的保障をつくりあげることが不可欠です。

2 手続の一体化(ワンストップ化)

1で述べた具体的手続はいくつかの法をまたいで一括しておこなえます。たとえば、都市計画法の開発許可、農地法の農地転用の許可、農用地区域における開発許可、保安林の開発許可、自然公園法の開発許可を一括して(49条、50条)。

都市計画法の開発許可を単発でみた1からもうわかるように、単発の場合に述べた心配事は、ワンストップの場合には何乗にも拡大して現れるでしょう。

3 中心手続としての区画整理

復興特区法をみれば、復興整備計画事業の中核は土地区画整理事業、土地区画整理法の準用方式を基本とする特例であることがわかります。この場合も、区画整理の都市計画決定、事業認可、仮換地指定、換地処分といった法定手続には変更はありません。法的特例は次のような点に現れます。

・土地区画整理と農業基盤整備事業とを一体

的に実施できる（法 57 条）。

- ・高台移転のための原位置から津波復興住宅等建設区への飛び換地（ツイン区画整理 法 62 条）を可能とする。
- ・都市計画法 13 条 1 項 12 号で禁止されている地方公共団体の市街化調整区域での区画整理を認める（法 51 条）。

これらの方式は、地方公共団体が住宅地と農地を区別し、住宅地の高台移転のために区画整理が広範におこなわれることを想定しています。この分野は被災者との利害が最も先鋭に現れます。企業などを特区に呼び込む際にも、あくまでもその意義を住民が住民協議会などの場で議論し、場合によっては住民投票も実施していく必要があるでしょう。

4 争訟方法

復興整備事業は、市街地開発事業、土地改良事業、復興一体事業などとしておこなわれるため、これらの事業の中で争うことになるでしょう。復興特区法には多くのみなし許可

がおかれています。たとえば、復興整備計画が公表されたときには、農地法 4 条 1 項又は 5 条 1 項、都市計画法 29 条、同 43 条の許可等があったものとみなされます（復興特区法 50 条）。これらを一つ一つ争訟の対象とすることになります。

また、それぞれの事業の過程に入る前に、計画の公表を対象に争訟をかまえることも検討されなければなりません。

第4 不断のメンテナンスを施しつつ復興を！

復興庁はできましたが、早くも、縦割り行政の取次機関になってしまうのではと懸念されています。中央集権であるが内実は省庁縦割りという特徴も浮かびあがっています。これらを克服するためにも被災者の特区に対する直接的権利を導入していく方向での不断のメンテナンスが求められます。

（さいとう ひろし・公法、行政法）

Report

海外報告

モンゴル国立大学にて

山田 希 YAMADA Nozomi

3月6日午前9時30分、中部国際空港から大韓航空752便に乗り、ウランバートルに向けて出発した。渡航時間は、経由地の仁川までが2時間5分、乗換えの待合せが約8時間、仁川からウランバートルまでが2時間40分である。結局、チンギス・ハーン国際空港に到着したのは、日本より1時間遅れの現地時間で21時20分だった。次は、ぜひとも直行便で行きたいものである。

長い前置はさておき、このたび長時間をかけてウランバートルへ行ったのは、名古屋大



日本法センターのある建物

学法政国際教育協力研究センター（Center for Asian Legal Exchange：以下“CALE”という）の依頼を受け、モンゴル国立大学で日本法を専攻する学生に日本民法のスクーリングを行うためである。

CALEは、日本の社会、文化、言語、そして日本法を理解できる専門家を、組織的かつ継続的に育成することを目的として、2005年に文部科学省の助成を得て開設された組織である。本部は名古屋大学に置かれているが、タシケント国立法科大学（ウズベキスタン）、モンゴル国立大学（モンゴル）、ハノイ法科大学（ベトナム）、カンボジア王立法経大学（カンボジア）といった、市場経済への移行を進める国の現地大学にもセンターを設置して、それぞれの大学に所属する学部学生に日本語と日本法の教育を提供している。

学生は、現地大学の講義と並行して、日本語と日本法を学ぶ。日本語の学習は、学部入学と同時に開始し、各大学のカリキュラムに応じて4年間ないし5年間で日本語能力試験1、2級程度の語学力の習得をめざす。この講義は、現地に派遣された日本人講師と現地で採用された講師が担当する。

3年生になると、いよいよ日本語による日本法の講義がスタートする。学生は、日本人講師による解説を受講し、年に数回のスクーリングも受けて（このたび私が引き受けたのは、これである）、日本法の構造や特徴を総合的に理解する。学生論文の報告会や卒業制作の発表会なども定期的で開催されるが、これらはテレビ会議システムを使い、名古屋大学と各国のセンターを中継して行われている。なお、余談であるが、モンゴル国立大学の日本人講師は、東京のロー・スクールを卒業し、司法試験に1回で合格したSさんという男性であったが、すぐには司法修習には行かないでモンゴルへ渡ったそうである。彼もそうであるが、センターのスタッフは日本語の講師も含めて、みな親切で教育熱心であるせいか、学生から大いに慕われているよう

であった。

センターの課程を終えた学生のうち優秀な者は、名古屋大学大学院法学研究科の修士課程に優先的に留学することもできる。モンゴル国立大学の日本法センターには、5年生が9名いたが、労働法の研究を希望する女子学生1名が、この4月から名古屋大学に留学している。

☆☆☆

それでは、スクーリングの話も少しばかり。3月7日と8日は、4、5年生の合同講義であった。1日目は、意思表示を中核とする法律行為論の概略を説明し、2日目は、事情変更の原則や再交渉義務といった、意思のみにもとづいてなされる瞬間的・全体的な決定によって権利が生成するという図式が妥当しない局面の問題を取り上げた。

初対面の学生に授業を行うときは、いつも多少は緊張するが、それがモンゴル人となれば、なおさらである。案の定、初めのうちは少しあがったが、学生のおかげで、すぐに調子がでてきた。



4、5年生と一緒に

私は日本で授業をするときにも、よく問い掛けるような口調で話す。「錯誤は無効なのに、詐欺はどうして取消しなのでしょう？」と、こんなふうなのである。学生に考えてもらいたいからであって、とくに応答を期待しているわけではないのだが、モンゴルの学生は、みな口々に答えてくれる。そのようなわけで、

いつの間にか全員と会話をしているような雰囲気になり、あまり緊張しないですんだのである。

授業の前後には、センターの教員のデスクが並んだ部屋で待機することになったが、そこに併設された部屋には、大きな机が真ん中に置いてあり、書棚には日本法の教科書や雑誌が一通り揃っているの、学生が勉強をしたり調べ物をしたりするために集ってくる。

邪魔をしては悪いと思いつつ、少し話しかけてみると、いろいろと興味深い話をきかせてくれた。たとえば、遊牧民の子である4年生のアンフバヤル君は、休暇で久しぶりに実家に帰ると、よく家（ゲル）が移動してしまっているの、出会った人に自分の家が今どこにあるのかを尋ね、ようやく辿り着けるそうである。休暇中は家畜の世話に追われるらしいが、日本の学生とは休暇の過ごし方が随分と違っているなというのが、率直な感想である。

2日目の授業では、設例をもとにディスカッションを行ったが、このときはモンゴル人の超アグレッシブな気質を実感させられることになった。一応、グループに分けて順番に意見をきいていこうとしたのであるが、みな早く自分の意見がいたいくて、その順番を待てないのである。他人の意見に対する批判も、まったく容赦がない。複数の学生が同時に話す場面も何度かあり、少し大げさではあるが、聖徳太子なみに聞き分ける力を要求された。

3月9日と、土日を含んだ12日は、日本法の勉強を始めたばかりの3年生の講義であった。日本民法の概要——民法典の歴史・構造、基本原則、物権と債権の違い、不法行為入門など——を解説した。モンゴル民法には、日本民法と同じような規定もたくさんあるの

で、さほど上手くない私の解説でも、十分に理解してもらえたようである。ちなみに、3年生も4、5年生も、こちらの話す日本語は問題なく通じるし、少しぎこちなさはあるにせよ、上手に日本語を話す。私はといえば、“ありがとう”に相当するモンゴル語でさえも、結局、正確には発音できず仕舞いだった。

☆☆☆

モンゴル国立大学には、昨年度、韓国法センターも設置された。韓国政府は、1学年で5名もの学生を韓国の大学に留学させる方針である。日本法センターの教員は、入学したての学生を対象にリクルート活動を行うのだそうであるが、留学できる確率が5倍である韓国法センターの存在は、今後、おそらく相当な脅威になるだろう。彼の地で、少しばかりナショナリズムめいた感傷に浸った。

最後に、これからモンゴルを訪れる方にアドバイスを2つ。油の多い羊の肉をたくさん食べた後には、間違っても冷たい物を飲むべからず。それから、道路を歩くときは、蓋のないマンホールに落ちないように、十分に気をつけるべし。



蓋のないマンホール（至るところにある）

（やまだ のぞみ・民法）

旅立つにあたって―謝意とともに

金子 博 KANEKO Hiroshi

今年度より、近畿大学法学部の教員として着任することとなりました。立命館大学大学院の在籍期間は3年でございますが、立命館大学にて勉強させていただきましたのは、事実上7年にも及びます。今このような立場として歩み始めることができましたのも、先生方をはじめ、先輩・後輩など多くの方々のご支援によるものと思っております。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。とりわけ、所属を問わず、絶えずご指導いただきました松宮孝明先生、見ず知らずの院生を研究生として受け入れてくださった浅田和茂先生、専攻分野が異なるにもかかわらず、真摯に対応してくださった高田昭正先生、ドイツ留学をはじめ多面にわたりご教示くださった安達光治先生にはお世話になりました。

さて、院生生活を振りかえってみますと、悩ましい時期もありましたが、大変充実した生活を送ることができたと思います。後期課程へ進学した後、研究においては、集団指導という名のもと、スクーリングや研究会における様々な先生方のご指導により、多角的視点で物事を考える機会を得、研究以外では、法学研究科の院生間で交流を深めることができましたことは、私にとってかけがえのない財産となりました。

そしてなによりも特筆すべきことは、大学院在学中に、2度も海外へ渡航する機会を得るという好機に恵まれたことです。4か月ほどのドイツ・ミュンヘンへの短期留学では、先生方への訪問や研究資料の入手以外にも、多くの知見を得ることができました。まさに「百聞は一見に如かず」でした。このような



得難い経験は、ミュンヘン大学との交流の礎を築いてくださった渡邊惺之先生、留学をはじめミュンヘン大学の助手の方々との出会いの場を与えてくださった出口雅久先生、ドイツで温かく迎えてくださったミュンヘン大学の Helmut Satzger 先生および助手の方々、そしてドイツ滞在中お世話になった方々なくてはなしえないものと思っております。

さらに、中国・山東大学法学部にて、中国の犯罪体系論を学ばせていただくと同時に、報告の機会を得るという貴重な経験をさせていただきました。山東大学にお招きいただいた于改之先生、そして中国語への翻訳を引受けてくださった張小寧氏には、改めて御礼申し上げます。

院生時代に数々の経験を積み上げてまいりましたが、私の研究は、いまだ発展途上にあります。所変わりましたが、大学院で教わった研究姿勢を忘れず、刑事規制のあり方について研究をさらに進展させ、将来的には、国内レベルにとどまらず、国際レベルへと議論を展開させたいと考えています。

今後ますます、研究に力を入れるとともに、社会に貢献できるよう努力してまいりますので、皆様のご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

最後に、私事ではありますが、幾度となく

壁にぶつかる私を絶えず支援してくれた両親には感謝の意を表しつつ、今後少しでも報いるように努めて参りたいと思います。本当にありがとうございました。

(かねこ ひろし・刑法)

Column

最近の研究活動から

第2回ランチタイム法政研究会

2012年3月6日、第2回のランチタイム法政研究会が学術館2階の第1研究会室において開催されました。ランチタイム法政研究会は、法政研究会の活性化策の1つとして、学部・研究科の教員や大学院生が分野を越えて、ランチを食べながら議論を交わす自由な研究交流の機会を設けることを目的に2010年度から開催されています。第2回の今回は、政治思想史がご専門の野口雅弘准教授に、「法学者マックス・ウェーバー？」と題する研究報告を行っていただきました。

報告では、まずマックス・ウェーバーの大学時代の法学を中心とする学修遍歴や司法官補や博士号、教授資格の取得の経緯など、ウェーバーの経歴からその理論の法学的な出自の紹介がありました。次に、日本におけるウェーバーの理論の受容の問題点について、方法論的個人主義や「家」に関する考え方の誤解、前近代と近代の二分法の功罪や法の形式合理性の崩壊以後の分析道具としての「法社会学」の位置づけなどいくつかの重要な指摘がなされました。そのうえで、グローバル化とポスト世俗化について、9.11以後ピューリタニズム的な宗教理解が文化摩擦を深刻化しているという現状やプロテスタンティズム的な近代を自明視せず対話の可能性を探ることの意義など、野口准教授の最近の研究成果も

ふまえた主張が展開されました。研究会当日は、法学と政治学の分野を越えて20名近くの教員や後期課程の大学院生の出席があり、ピューリタニズム的な「政教分離」の問題点などについて、活発な質疑が交わされました。

なお、第3回のランチタイム法政研究会は、木村和成准教授の大審院判決の研究報告を予定しております。次回は法学部・法務研究科のより多くの教員や大学院生に出席いただけるよう日程を調整したいと思います。

(研究委員長 望月 爾)



赤澤史朗教授

論文：「占領期日本のナショナリズム——山田風太郎の日記を通して」市川正人／徐勝編『現代における人権と平和の法的探求 法のあり方と担い手論』188-212 頁（日本評論社、2011 年 9 月）

研究動向：「近年の象徴天皇制研究と歴史学」『同時代史研究』4 号 62-68 頁（2011 年 12 月）

書評：「上田誠二『音楽はいかに現代社会をデザインしたか——教育と音楽の大衆社会史』」『民衆史研究』82 号 51-59 頁（2011 年 12 月）

その他：編書「1950 年代の憲法論議——地方ジャーナリズムを中心として（科研報告書）」（2012 年 3 月）

安達光治教授

判例評釈：「正当防衛・過剰防衛の成否と行為の個数（最決平成 20 年 6 月 25 日刑集 62 巻 6 号 1859 頁評釈）」速報判例解説 Vol.8 195 頁-198 頁（日本評論社、2011 年 4 月）

井垣敏生教授

判例評釈・研究：「名古屋地方裁判所平 19（ワ）第 4520 号損害賠償等請求事件の解説（民事訴訟法 248 条）」別冊判例タイムズ 32 平成 22 年度主要民事判例解説 226-227 頁（判例タイムズ社、2011 年 9 月）

生熊長幸教授

判例評釈・研究：「債務者所有不動産と物上保証人所有不動産の共同抵当と民法 392 条 1 項の適用」私法判例リマックス 43 号 18-21 頁（日本評論社、2011 年 7 月）

「抵当権実行における抵当権の不存在と弁済金についての不当利得の成否」民事執行・保全判例百選〔第 2 版〕54-55 頁（有斐閣、2012 年 3 月）

市川正人教授

著書：（共著）『現代における人権と平和の法的探求 法のあり方と担い手論』（日本評論社、2011 年 9 月）

（共著）『基本法コンメンタール 憲法』（日本評論社、2011 年 10 月）

論文：「最近の『三段階審査』論をめぐって」法律時報 83 巻 5 号 6-11 頁（2011 年 5 月）

「国公法事件と表現の自由」法律時報増刊『国公法事件上告審と最高裁判所』98-103 頁（2011 年 12 月）

判例評釈：「国家公務員による政党機関誌等の配布に対して国家公務員法の罰則規定を適用することが憲法に違反するとされた事例」法学セミナー増刊『速報判例解説 Vol.8』23-26 頁（2011 年 4 月）

その他：「法科大学院における教育の成果と課題」立命館大学法科大学院 FD ニュースレター 5 号 5-10 頁（2011 年 4 月）

「付随的違憲審査制における憲法判断（2）」法学セミナー増刊『速報判例解説 Vol.8』10 頁（2011 年 4 月）

「法令の一部違憲判決」法学セミナー増刊『速報判例解説 Vol.9』10 頁（2011 年 10 月）

「編著紹介『現代における人権と平和の法的探求』刊行によせて（日本評論社）」立命館ロー・ニュースレター 68 号 21-22 頁（2012 年 3 月）

学会報告：「サイバースペースにおける名誉毀損と表現の自由」（シンポジウム「ユビキタス時代の情報法における基底的価値とエンフォースメント」における報告）日米法学会、大阪市立大学（2011 年 9 月）

その他：科研費・基盤研究（B）「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」（平成 23 年度 - 平成 25 年度）研究代表

植松健一准教授

著書：（共著）『地域に学ぶ憲法演習』62-71 頁（日本評論社、2011 年 11 月）

（共著）『自治体ポピュリズムを問う——大阪維新改革・河村流減税の問いかけもの』11-39 頁（自治体出版社、2012 年 2 月）

論文：「謀報機関による議員監視と『たたかう民主制』——ラームロウ事件を素材として」島根大学 55 巻 1 号 59-131 頁（島根大学法学部・法務研究科、2011 年 5 月）

その他：「地方の民主主義を脅かすもの——プレビシット型首長とポピュリズム型地方翼賛政党」議会と自治体 162 号 40-48 頁（2011 年 11 月）

講演：「震災・危機管理・復興」島根憲法会議 2011 年総会記念講演、島根憲法会議、島根県民会館（2011

年7月)

『『愛国のマナー』と『民主主義の作法』——なぜ憲法は『こころの自由』と『少数者の声』を大切にするのか』第24回「建国記念の日」に考える集い、日本科学者会議島根支部・島根大学教職員組合・島根県教職員組合、島根県民会館(2012年2月)

植松真生教授

著書: (共著)「第25条(婚姻の効力)」 「第31条(養子縁組)」 櫻田嘉章 / 道垣内正人編『注釈国際私法(第2巻)』25-33頁、106-126頁(有斐閣、2011年12月)

判例評釈: 「日本人父・ルーマニア人母の嫡出子と戸籍上記載されている子と当該父との間の親子関係不存在確認請求」 私法判例リマックス43号138-141頁(日本評論社、2011年7月)

教科書: (共著) 櫻田嘉章 / 道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法(第3版)』(有斐閣、2012年3月)

研究会報告: 「東京地判 平成22年11月29日(ウエストロー)」 第11回渉外家事判例研究会、渉外家事判例研究会、大阪大学(2012年1月)

臼井豊教授

その他: ハンブルク大学(Reinhard Bork教授)およびマックス・プランク国際私法研究所にて2011年9月より在外研究中。

大垣尚司教授

著書: 『金融から学ぶ民事法入門』(勁草書房、2012年3月)

論文: 「低金利から安心へ 住宅ローン競争軸の転換——長寿命住宅向け家賃ノンリコースローン特約の仕組み」 金融財政事情62/15 47-50頁(金融財政事情研究会、2011年4月)

「復興住宅証書試論」 立命館法学335号336-374頁(2011年6月)

「金融ビジネスとしてのサービス業」 法律のひろば64/7 55-62頁(ぎょうせい、2011年7月)

「体験的PMIのコツ」 MARR(M&A専門誌マール) 2011年9月号35-38頁(レコフデータ、2011年9月)

判例評釈: 「判決に寄せて 情報提供に係る注意義務の内容を規定する要素(シンジケートローンを招聘したアレンジャーがその招聘に応じて当該シンジケートローンに参加して借受人に対する貸付を実行した貸付人に対して損害賠償責任を負う場合[名古屋高判平成23.4.14])」 金融法務事情1921 58-61頁(金融財政事情研究会、2011年5月)

記事: 「住み替え支援、信託活用で——新しい日本

へ 復興の見取り図5(経済教室)」日本経済新聞 2011年5月16日朝刊

その他: 「金融・法・税務研究センターにおける一般社団法人移住・住みかえ支援機構との共同事業」(国土交通省公募事業)

1. 住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業・・・「長期優良住宅に対する市場・消費者ニーズを踏まえた長寿命住宅の建築促進・維持保全強化に資する住宅産業の将来像ならびに民間住宅事業者の新たな事業モデル提案」(平成23年4月-平成24年3月)

2. 長期優良住宅等推進環境整備事業(空き家等活用推進事業)・・・「郊外ニュータウンにおける空き家の賃貸資産化促進事業」(平成23年4月-平成24年3月)

3. サービス付き高齢者向け住宅に対する融資のあり方に係る調査事業(平成23年8月-平成24年3月)

大久保史郎教授

論文: 「国公法弾圧事件 最高裁で何を問うか——東日本大震災・原発大災害に直面して」季刊救援情報72号〔春号〕2-25頁(日本国民救援会、2012年2月)

(共著)「座談会/国公法事件上告審と最高裁判所」法律時報臨時増刊『国公法事件上告審と最高裁判所』46-59頁(日本評論社、2011年12月)

その他: 科研費・基盤研究(B)「東アジアにおける人身取引と法制度・運用実態の総合的研究」(2010-2012年)〔研究代表〕の2年目で、国際シンポジウム「東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策」(立命館大学 2011年12月10日-11日)を開催。

大下英希准教授

著書: (共著) 成瀬幸典ほか編『判例プラクティス 刑法Ⅱ各論』510-517頁(信山社、2012年3月)

研究会報告: 「詐欺罪の財産上の損害——最決平22・7・29」刑事判例研究会、刑事判例研究会、同志社大学(2011年10月)

大平祐一教授

著書: 『近世の非合法的訴訟』(創文社、2011年7月)

加波真一教授

判例評釈: 「(判例批評) 抗告審の審理手続に違法ありとして破棄差戻された事例」民商法雑誌145巻3号57-71頁(有斐閣、2011年12月)

その他: 「検証・第6回新司法試験・民事系科目(3)」Law School 研究18号38-42頁(民事法研究会、

2011 年 12 月)

嘉門優准教授

著書: (共著) 松原芳博編『刑法の判例』223-237 頁 (成文堂、2011 年 10 月)

(共著) 甲斐克則編『現代社会と刑法を考える』161-174 頁 (法律文化社、2012 年 3 月)

(共著) 成瀬幸典ほか編『判例ブラクティス刑法Ⅱ各論』514-519 頁 (信山社、2012 年 3 月)

論文:「抽象的危険犯の検討——公務員の政治的行為をめぐる近時の判決を契機として」法律時報 83 巻 5 号 112-118 頁 (2011 年 4 月)

嘉門優 / 中村悠人 (共著)「超法規的違法性・責任阻却事由の要否」立命館法学 335 号 399-411 頁 (2011 年 6 月)

判例評釈:「国家公務員による政党機関紙の配布に対して国家公務員法上の罰則を適用することが認められた事例」法学セミナー増刊速報判例解説 9 巻 147-150 頁 (2011 年 10 月)

「鑑賞ないしは記念のための品として作成された家系図が、行政書士法 1 条の 2 第 1 項にいう『事実証明に関する書類』に当たらないとされた事例」速報判例解説 文献番号 z18817009-00-070610717 (Web 版 2011 年 12 月 16 日掲載) (2011 年 12 月)

その他: (共著)「2011 年度学界回顧」法律時報 83 巻 13 号 54-71 頁 (2011 年 12 月)

科研費・若手研究 (B)「危険犯実務の分析と検討」研究代表 (2011-2012)

岸本雄次郎教授

著書:『大岡裁きの法律学』(日本評論社、2011 年 6 月)

論文:「詐欺行為と執行免脱財産創出」月報司法書士 473 号 9-16 頁 (日本司法書士会連合会、2011 年 7 月)

その他: 公益信託甘粕記念信託研究助成基金助成金・2011 年度研究助成「集合動産と信託法 18 条」

北村和生教授

論文:「金銭の給付や徴収に関する行政処分と国家賠償請求」水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』20-36 頁 (法律文化社、2011 年 12 月)

判例評釈:「最判平成 22 年 7 月 26 日」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.9 41-44 頁 (日本評論社、2011 年 10 月)

その他: (共著)『自治体法務検定公式テキスト基本法務編 平成 24 年度』194-219 頁 (第一法規、2012 年 1 月)

その他: 科研費・基盤研究 (C)「行政の情報収集・提供業務の不作為に対する司法的統制とその問題点」研究代表

木村和成准教授

論文:『大審院判例審査会』小論」立命館法学 339・340 号 77-107 頁 (2012 年 3 月)

研究ノート:「大審院 (民事) 判決の基礎的研究・1——判決原本の分析と検討 (序・大正 14 年 11 月分) ——」立命館法学 335 号 511-556 頁 (2011 年 6 月)

「大審院 (民事) 判決の基礎的研究・2——判決原本の分析と検討 (昭和 3 年 8 月分) ——」立命館法学 337 号 528-558 頁 (2011 年 10 月)

「大審院 (民事) 判決の基礎的研究・3——判決原本の分析と検討 (昭和 3 年 3 月分) ——」立命館法学 338 号 460-499 頁 (2011 年 12 月)

翻訳: (共著) ハイン・ケッツ / ゲルハルト・ヴァーグナー著 吉村良一 / 中田邦博監訳『ドイツ不法行為法』69-85 頁、178-212 頁 (法律文化社、2011 年 9 月)

その他: 科研費・若手研究 (B)「大審院 (民事部) における判決形成過程の研究」研究代表

倉田玲教授

論文:「責任主体としての個——公務員の賠償責任と合衆国の最高法規」市川正人 / 徐勝編『現代における人権と平和の法的探究 法のあり方と担い手論』121-141 頁 (日本評論社、2011 年 9 月)

「自由刑と選挙権——オーストラリア選挙法の新局面 (下)」立命館法学 337 号 38-76 頁 (2011 年 10 月)

判例評釈:「障害等級表の外ばう醜状障害に関する男女格差が不合理な性差別とされた事例」速報判例解説 8 号 27-30 頁 (日本評論社、2011 年 4 月)

「職務命令違反と守秘義務違反に基づく教諭の懲戒処分が適法とされた事例」速報判例解説 9 号 19-22 頁 (日本評論社、2011 年 10 月)

「混合診療保険給付外の原則に基づく健康保険法の解釈が合憲とされた事例」速報判例解説 (web 版) 憲法 No.54 (LEX/DB 文献番号 z18817009-00-010540741) (TKC、2012 年 2 月)

翻訳: (監訳) ロバート・G・ヴォーン著 吉岡実奈穂 / 小林徹抄訳 倉田玲監訳「公益通報者保護に対する 4 つの視点」市川正人 / 徐勝編『現代における人権と平和の法的探究 法のあり方と担い手論』69-85 頁 (日本評論社、2011 年 9 月)

教科書: (共著)「国際人権保障と国内人権訴訟」『選挙権の平等と全国民の代表』小林武 / 三並敏克編『い

ま日本国憲法は——原点からの検証〔第5版〕
197-207 頁、217-228 頁（法律文化社、2011 年 6 月）
研究会報告：“State Redress Act as an Immunity Statute: Why 42 U.S.C. §1983 Has No Japanese Counterpart” WCL-Ritsumeikan Joint Faculty Workshop American University Washington College of Law & Ritsumeikan University Faculty of Law, American University Washington College of Law (2012 年 2 月)

「普通選挙権の普遍的保障」2012 年春季合宿研究会（憲法分科会 II）、民主主義科学者協会法律部会、沖縄県男女共同参画センターにいる（2012 年 3 月）
その他：科研費・基盤研究（B）「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」によるワシントン DC、オタワ現地調査（2012 年 2 月 25 日-3 月 4 日）

立命館大学研究推進プログラム（若手研究）「オーストラリア選挙法の基本構造の分析による普通選挙権概念の理論的再構成」によるシドニー現地調査（2012 年 3 月 14 日-18 日）

倉田原志教授

論文：「ドイツにおける労働者の職業の自由・覚書」市川正人／徐勝編著『現代における人権と平和の法的探求 法のあり方と担い手論』86-104 頁（日本評論社、2011 年 9 月）

判例評釈・研究：「『日の丸・君が代』裁判（二つの高裁判決）と思想・良心の自由——憲法学の視点から」労働法律旬報 1746 号 18-25 頁（2011 年 6 月）
「労働組合による乗務員の個人情報収集等とプライバシー——JAL 労組ほか（プライバシー侵害）事件」法律時報 1042 号 130-133 頁（2011 年 12 月）

教科書：「第 27 条」「第 28 条」芹沢斉ほか編『新基本法コンメンタール憲法』234-242 頁（日本評論社、2011 年 10 月）

小堀眞裕教授

論文：小堀眞裕著／吴明訳「当日本社会中的马克思主义与左翼」學海 151-157 頁（江蘇省社会科学院、2011 年 5 月）

資料：「イギリスにおける選挙制度改革運動の問題意識——2011 年 2 月インタビュー調査の報告——」立命館法学 336 号 500-559 頁（立命館法学会、2011 年 8 月）

小松浩教授

論文：「選挙区制と政権交代」『憲法問題』22 号 79-89 頁（三省堂、2011 年 5 月）

その他：「どうみる民主党政権 2 年 同質的な交代変化生まず」しんぶん赤旗 2011 年 9 月 24 日付

研究会報告：「連立政権と統治機構の変動の一側面」イギリス憲法研究会夏合宿、イギリス憲法研究会、長野県松本市（2011 年 8 月）

講演：「比例定数削減で日本の政治はどうか？」比例定数削減反対学習講演会、三重県革新懇、三重県津市（2012 年 2 月）

「憲法原理からみた比例定数削減問題」選挙制度改革に反対する決起集会、自由法曹団京都支部／京都憲法会議など、京都市（2012 年 3 月）

駒林良則教授

著書：（共著）『新基本法コンメンタール地方自治法』114-152 頁（日本評論社、2011 年 11 月）

論文：「二元代表制の再検討と地方議会の活性化」大津浩編著『地方自治の憲法理論の新展開』251-273 頁（敬文堂、2011 年 4 月）

「自治体基本構造をめぐる議論の動向」法律時報 84 巻 3 号 31-35 頁（日本評論社、2012 年 3 月）

判例評釈：「地方自治法 96 条 1 項 12 号の『訴えの提起』の範囲」法学教室 378 号別冊付録セレクト 2011（II）10 頁（有斐閣、2012 年 3 月）

「地方議会の議決を必要とする『訴えの提起』の意義」民商法雑誌 145 巻 6 号（2012 年 3 月）

講演録：「議会事務局のありかたについて」マッセ大阪セミナー講演録 vol.25 161-174 頁（大阪府市町村振興協会、2012 年 3 月）

講演：「議会事務局のありかたについて」マッセ大阪ミニ講座「議会事務局改革」、マッセ大阪（大阪府市町村振興協会）、大阪府（2011 年 11 月）

小山泰史教授

論文：「流動動産譲渡担保に基づく物上代位——最 1 小決平成 22・12・2 を契機として」NBL950 号 25-33 頁（商事法務、2011 年 4 月）

「英米不当利得法における『不当性要素』（unjust factor）の意義」立命館法学 336 号 263-318 頁（2011 年 8 月）

判例評釈：「自動車の売買代金の立替払いをした者が販売会社に留保されていた自動車の所有権の移転を受けたが、購入者に係る再生手続が開始した時点で上記自動車につき所有者としての登録を受けていないときに、留保した所有権を別除権として行使することの可否」金融法務事情 1929 号 56-59 頁（きんざい、2011 年 9 月）

「構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物

譲渡担保の効力は、譲渡担保の目的である集合動産を構成するに至った動産が滅失した場合にその損害をてん補するために譲渡担保権設定者に支払われる損害保険金に係る請求権に及ぶか」判例評論 632 号 (判例時報 2120 号) 162-166 頁 (判例時報社、2011 年 10 月)

教科書：第 22 講「不動産譲渡担保」、第 23 講「集合動産・集合債権の譲渡担保」平井一雄 / 清水元編著『基本講座民法 1 (総則・物権)』342-358 頁、359-386 頁 (信山社、2011 年 11 月)

斎藤浩教授

著書：(共著)『公法系訴訟実務の基礎 第 2 版』(弘文堂、2011 年 9 月)

(共著)『ワンバック専門家相談隊、東日本被災地に行く』(クリエイツかもがわ、2011 年 10 月)

論文：「抗告訴訟物語」水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』52-75 頁 (法律文化社、2011 年 12 月)

「行政訴訟における補充性」立命館法学 338 号 1-45 頁 (2011 年 12 月)

「阪神淡路の経験を東日本に、東日本の経験を近未来の大災害に生かしたい」法苑 2012 年 1 月号 39-41 頁 (京都大学法律相談部、2012 年 1 月)

「復興特区の行政法的検討と被災者の権利」自由と正義 2012 年 3 月号 77-87 頁 (日本弁護士連合会、2012 年 3 月)

記事：「私の視点 『被災者支援 多様な専門家の協同必要』」朝日新聞 2011 年 6 月 10 日付

学会報告：「復興特区の行政法的検討と被災者の権利」土地法学会関西支部学術研究大会、土地法学会関西支部、立命館大学 (2012 年 3 月)

講演：「日本の行政訴訟の問題点と法改正の課題」JICA イラン研修、JICA、JICA 本部 (東京都) (2011 年 11 月)

シンポジウム：「行政事件訴訟法第二次改正」行政事件訴訟法第二次改正シンポジウム、日本弁護士連合会、弁護士会館 (東京都) (2102 年 2 月)

佐藤渉准教授

論文：『あるアボリジナル・コミュニティの文化運動：クリル・クリル儀礼とワーマン派絵画の誕生』立命館言語文化研究 23/1 31-46 頁 (2011 年 9 月)

翻訳：『共有された半球を書く——アジア＝オーストラリア小説の近年の動向——』立命館言語文化研究 23/1 141-148 頁 (2011 年 9 月)

品谷篤哉教授

著書：(共著)『金融商品取引法 (第 4 版)』中央経済社 481-587 頁 (2012 年 1 月)

(共著)『論点体系 会社法 6 組織再編Ⅱ、外国会社、雑則、罰則』第一法規 138-162 頁 (2012 年 2 月)

研究報告：「取締役辞任後に競業取引を行った者に対する損害賠償請求と差止請求」京都大学商法研究会、京都大学 (2011 年 10 月)

島田志帆准教授

論文：「振替株式の権利行使方法と今後の課題」立命館法学 338 号 277-301 頁 (2011 年 12 月)

島津幸子准教授

論文：「動詞に前置される“一”の文法機能と意味」『中国語学』第 258 号 194-212 頁 (日本中国語学会、2011 年 10 月)

清水円香准教授

著書：(共著)『多重代表訴訟についての研究報告——米・仏実地調査を踏まえて——』19-39 頁 (21 世紀政策研究所、2012 年 1 月)

論文：「グループ利益の追求と取締役の義務・責任」私法 73 号 216-223 頁 (日本私法学会、2011 年 4 月)

「グループ利益の追求と取締役の義務・責任 (二・完)」九州大学法政研究 78 巻 1 号 49-123 頁 (九州大学法政学会、2011 年 7 月)

判例評釈：「取締役会議事録の閲覧・謄写請求の対象の特定と備置期間経過後の閲覧・謄写の可否」旬刊商事法務 1929 号 64-69 頁 (商事法務、2011 年 4 月)

「株主総会の議案の否決と決議取消しの訴え——東京地判平成 23 年 4 月 1 日資料版商事 328 号 64 頁——」金融・商事判例 1383 号 2-7 頁 (経済法令研究会、2012 年 2 月)

研究会報告：「別会社を用いて競業取引を行った取締役の責任」京都大学商法研究会、京都大学 (2011 年 7 月)

「フランスの会社法制について」会社法制研究会、21 世紀政策研究所、経団連会館 (2011 年 7 月)

「株主総会の議案の否決と決議取消しの訴え」早稲田大学商法研究会、早稲田大学 (2011 年 9 月)

「フランスにおける多重代表訴訟に関する議論」会社法制研究会、21 世紀政策研究所、経団連会館 (2011 年 11 月)

「持株会社の唯一の資産である保有株式の譲渡と会社の目的および詐害の意図の立証責任 (破毀院商事部 2008 年 10 月 7 日判決)」フランス企業法研究会、広島修道大学 (2012 年 2 月)

シンポジウム：「フランスの代表訴訟・多重代表訴訟についての議論」会社法制研究会第86回シンポジウム「会社法制のあり方——米仏実地調査を踏まえて」、21世紀政策研究所、経団連会館（2012年2月）

その他：フランス法における代表訴訟・多重代表訴訟に関する実地調査（2011年9月）

科研費・若手研究（B）「グループ内取引と少数株主の保護」研究代表

Lachlan JACKSON 准教授

書評：'Narrative identity in English language teaching: Exploring teacher interviews in Japanese and English'. By Patrick Kiernan. Hampshire: Palgrave Macmillan, 2010. *Discourse and Society* 22 巻 3 号 262-364 頁（Sage, 2011 年 5 月）

'Language life in Japan: Transformations and prospects'. By Patrick Heinrich & Christian Galan (eds.). Oxam: Routledge, 2011. *Japanese Studies* 31 巻 3 号 457-459 頁（Routledge, 2011 年 12 月）

'The construction of English: Culture, consumerism, and promotion in the ELT global coursebook'. By John Gray. Hampshire: Palgrave Macmillan, 2010. *Discourse and Society* 23 巻 1 号 99-101 頁（Sage, 2012 年 1 月）

編集：Book Reviews *Japan Journal of Multilingualism and Multiculturalism* 17 巻 1 号 74-88 頁（JALT Bilingualism SIG, 2011 年 11 月）

研究発表：Lachlan Jackson & Belinda Kennett. *Language learning and English edutainment in Japan*. Applied Linguistics Association of Australia & Applied Linguistics Association of New Zealand 2nd Joint Conference, The University of Canberra（2011 年 11 月 30 日）

ゲストスピーカー：Media, foreign language learning, and 'edutainment' in Japan. Intercultural Communication Course, Faculty of Tourism 和歌山大学（2011 年 11 月 9 日）

須藤陽子教授

論文：「裁量の瑕疵」法学教室 373 号 29-35 頁（有斐閣、2011 年 10 月）

研究会報告：「難民認定における信憑性の問題」行政判例研究会、第一法規（東京都）（2011 年 11 月）

講演：特別講演「行政法の視点からみた政策法務」岡山市政策法務課、岡山市役所（岡山市）（2012 年 1 月）

高橋直人教授

その他：（共著）「2011 年学界回顧（西洋法制史）」法律時報 83 巻 13 号 324-329 頁（日本評論社、2011 年 12 月）

研究会報告：「近代ドイツの刑法学における『理論』と『実践』の交錯——特に 19 世紀前半の大学教育を素材として——」第 2 回公法研究会、立命館大学（2011 年 10 月 28 日）

竹濱修教授

論文：「保険法に規定のない義務の違反の効果——保険事故発生後の説明義務違反の効果を中心に——」損害保険研究 73 巻 2 号 29-55 頁（（公財）損害保険事業総合研究所、2011 年 8 月）

「保険業法逐条解説（X X VIII）第 283 条～第 285 条（関西保険業法研究会）」生命保険論集 176 号 115-141 頁（（公財）生命保険文化センター、2011 年 9 月）

「第三者のためにする生命保険契約における質権設定権者」立命館法学 339・340 号 124-139 頁（2012 年 3 月）

判例研究：「保険者免責条項にいう『酒気帯び運転』等の解釈」損害保険研究 73 巻 3 号 239-254 頁（（公財）損害保険事業総合研究所、2011 年 11 月）

「生命保険会社の『お客様相談室長』が顧客とした合意について民法 110 条を適用した事例（京都大学商法研究会）」商事法務 1960 号 61-65 頁（（社）商事法務研究会、2012 年 3 月）

研究会報告：「保険法に規定のない義務の違反の効果」立命館大学商法研究会、立命館大学（2011 年 4 月）

「判例研究・保険者免責条項にいう『酒気帯び運転』等の解釈」損害保険判例研究会、（公財）損害保険事業総合研究所、損保会館（2011 年 7 月）

「判例研究・生命保険会社の『お客様相談室長』が顧客とした合意について民法 110 条を適用した事例」京都大学商法研究会、京都大学（2011 年 12 月）

「第三者のためにする生命保険契約における質権設定権者」立命館大学商法研究会、立命館大学（2012 年 1 月）

多田一路教授

論文：「グローバル化の中での基礎的自治体のあり方 地縁団体の憲法上の位置づけと関わらせて」大津浩編著『地方自治の憲法理論の新展開』317-341 頁（敬文堂、2011 年 4 月）

「社会権的利益の実現のための予算の憲法的統制」市川正人／徐勝編『現代における人権と平和の法

的探求』105-120 頁（日本評論社、2011 年 9 月）

学会報告：「国家作用における NPO の位置」日本公法学会 76 回総会、名城大学（2011 年 10 月 9 日）

研究会報告：「公取引における競争原理の尊重（2001-452DC）」慶応大学フランス公法研究会、慶応大学（2011 年 11 月 13 日）

講演：「福祉国家における統治構造改革（constitutional change）と憲法（Constitution）」憲法記念日講演会、三重憲法会議、三重県津市（2011 年 5 月 3 日）

その他：科研費・基盤研究（C）「フランスにおける社会的民主主義概念の歴史的・制度的・実態的検討」研究代表

田中恒好教授

論文：「日本法と米国法の観点からのウィーン売買条約（CISG）——グローバリゼーションへのツール——」立命館法学 338 号 302-348 頁（2011 年 12 月）

「少数派株主の出資金回収に関する実務的考察」立命館法学 339・340 号 140-174 頁（2012 年 3 月）

「法務翻訳の実際 英文契約書に関する訳語・訳文に関する問題点」橋内武／堀田秀吾編著『法と言語——法言語学へのいざない』189-208 頁（くろしお出版、2012 年 3 月）

シンポジウム：（パネリスト）「新司法試験を乗り越える法科大学院におけるグローバル教育の可能性」国際商取引学会第 14 回全国大会、国際商取引学会、日本大学（2011 年 11 月）

セミナー講師：「信頼される食品業者とは」社団法人京都府食品産業協会新年会セミナー、社団法人京都府食品産業協会・京都府農林水産部、全日空ホテル（2012 年 2 月）

田原憲和准教授

論文：Versuch zur Sprachherstellung von Dicks—die Vorarbeiten zum Ausbau des Luxemburgischen—ルクセンブルク学研究第 2 号 1-21 頁（ルクセンブルク語コイナー研究会、2011 年 12 月）

教科書：（共著）『スタンダード・ドイツ語文法』（郁文堂、2011 年 4 月）

実践報告：「ドイツ語会話授業における『振り返り』導入の試み」e-Learning 教育研究第 6 号（e-Learning 教育学会、2011 年 12 月）

研究会報告：「ディックスによる言語創出の試み——ルクセンブルク語拡充の原行為——」ルクセンブルク語コイナー研究会、城北市民学習センター

（2011 年 7 月）

田村陽子教授

論文：Erneute Überlegungen über das Beweismaß im Zivilprozess-Zur objektiven Tatsachenfeststellung *Ritsumeikan Law Review* No.28 1-31 頁（2011 年 6 月）
「自由心証主義と証明責任」法学教室 375 号 24-28 頁（有斐閣、2011 年 12 月）

「アメリカ民事訴訟における証明論——『法と経済学』的分析説を中心に——」立命館法学 339・340 号 197-249 頁（2012 年 3 月）

報告：「『海外学界事情』2010 年国際訴訟法学会（IAPL）世界大会について」民事訴訟雑誌 58 号 192-196 頁（法律文化社、2012 年 3 月）

出口雅久教授

著書：（分担執筆）賀集唱／松本博之／加藤新太郎編『基本コメンタール民事訴訟法 1 第三版追補版』222-227 頁（日本評論社、2012 年 3 月）

判例評釈：「動産差押えと債務者の占有」別冊ジュリスト『民事執行・保全判例百選第二版』96-97 頁（有斐閣、2012 年 3 月）

翻訳：（共訳）Wolfgang Thierse 著 出口雅久／荒西麻記子共訳「日独交流 150 周年記念特別講演会 ドイツ再統一の 20 年——回顧と総括」立命館法学 335 号 425-435 頁（2011 年 6 月）

その他：Symposium: Ritsumeikan University, LMU Munich, DAAD Joint Seminar on European Law 2010 with Seoul National University, Nanjing University, National Chengchi University, Chung Ang University organized by Ritsumeikan Law Association: Introduction, *Ritsumeikan Law Review* No.28、221-222 頁（2011 年 6 月）

「講演会報告『日独交流 150 周年記念』国際シンポジウムの開催」立命館大学ロー・ニューズレター 66 号 16-17 頁（2011 年 9 月）

「立命館大学における日独交流 20 周年と日独交流 150 周年」Echo27 号・DAAD 友の会 14-18 頁（2011 年 11 月）

講演：「日本における法曹養成」韓国中央大学法科大学校（2011 年 5 月）

「提訴前情報証拠収集制度と紛争解決手続」中国人民大学法学院（2011 年 6 月 7 日）

「日本法の継受と伝播」中国人民大学法学院、（2011 年 6 月 9 日）

「提訴前情報証拠収集制度と紛争解決手続」清華大学法学院（2011 年 6 月 9 日）

「法科大学院と研究者養成」中国政法大学法学院、
(2011年6月13日)

「提訴前情報証拠収集制度と紛争解決手続」華東政
法大学法学院 (2011年6月22日)

「提訴前情報証拠収集制度と紛争解決手続」南京師
範大学法学院 (2011年6月24日)

Spannungsverhältnis im japanischen Zivilprozessrecht
南京大学法学院、南京大学法学院 (2011年6月25日)
Spannungsverhältnis im japanischen Zivilprozessrecht
マカオ国立大学法学部、マカオ国立大学 (2011年
6月28日)

Spannungsverhältnis im japanischen Zivilprozessrecht
ウィーン大学法学部、ウィーン大学 (2011年7月
6日)

シンポジウム:「東北アジア倒産法セミナー」東北
アジア倒産法学会、一橋大学 (2011年10月)

The third Forum of Asian Law School Deans 人民
大学法学院、人民大学法学院 (2011年12月11日)

その他: 講演 (企画)「日独交流 150 周年記念特別
講演会『通信履歴の保存とドイツ基本法』ハンス・
ユルゲン・パピア教授」立命館大学法学会、立命
館大学 (2011年4月)

「DAAD アルムニ会学術シンポジウム」ドイツ学術
交流会、ドイツ学術交流会・立命館大学国際平和
ミュージアム、立命館大学 (2011年4月)

「フランスにおける法曹倫理」立命館大学法学部・
日仏法学会、日仏法学会、立命館大学 (2011年9
月29日)

「ブラジル民事訴訟法の現状」ブラジル・サンパ
ウロ・カトリック大学法学部パウロ・ナザール准
教授」立命館大学法学部、立命館大学 (2011年12
月13日)

「イタリアにおける ADR 法」ジョルジョ・コロン
ボ准教授」立命館大学法学部、立命館大学 (2011
年12月15日)

「『スイス連邦民事訴訟法と ADR』バーゼル大学法
学部トーマス・ズッター・ゾム教授」立命館大学
法学部、立命館大学 (2012年3月14日)

科研費・基盤研究 (B)「民事訴訟原則におけるシ
ビルローとコモンローの収斂」研究代表

Procedural Justice 世界訴訟法会議、国際訴訟法学
会、ハイデルベルク大学法学部 (2011年7月26日
-29日)に同副理事長として企画・参加・司会担当。
「国際訴訟法学会理事会」国際訴訟法学会、パリ第
一大学法学部 (2012年2月4日)に同副理事長と

して参加。

2012年2月27日 ベルリン・日独ベルリンセンタ
ーにてミュンヘン大学法学部名誉教授・ルペルト・
ショルツ氏 (元ドイツ連邦共和国国防大臣) に本
学法科大学院・倉田原志教授および和田眞一教授
と『ドイツにおける裁判官任命手続』に関するヒ
アリング調査を行った。同じメンバーで、3月1日
には、カールスルーエ・ドイツ連邦憲法裁判所判
事ラインハルト・ガイア判事にもヒアリング調査
を行った。

遠山千佳教授

論文:「日本語学習者の作文における<語彙>と
<談話の一貫性>の関係についての一考察——記
憶による指示対象へのアクセス可能性の観点から
——」言語科学研究第2巻 91-106 頁 (立命館大学
大学院言語教育情報研究科、2012年3月)

学会報告:「コミュニケーションにおける助詞『は』
の習得——認知能力を生かす機能と意識的学習が
必要な機能——」Canadian Association for Japanese
Language Education 2011 Annual Conference
Canadian Association for Japanese Language
Education、レジャイナ大学 (カナダ、サスカチュ
ワン州) (2011年8月)

「日本語学習者の談話におけるハとガの使い分け—
—主語名詞句におけるトピックの連鎖性から——」
第22回第二言語習得研究会全国大会、第二言語習
得研究会、麗澤大学 (千葉県) (2011年12月)

徳川信治教授

論文:「仮公園強制立ち退き事件控訴審判決と国際
人権法・コメント」国際人権 22 号 82-86 頁 (信山社、
2011年10月)

「欧州評議会閣僚委員会による判決執行監視手続
き」松田竹男 / 田中則夫 / 薬師寺公夫 / 坂元茂樹
編集代表『現代国際法の思想と構造 I』307-328 頁 (東
信堂、2012年3月)

判例紹介:「外国人の出入国と慣習国際法——マク
リーン事件」国際法判例百選 [第2版] 92-93 頁 (有
斐閣、2011年9月)

(共著)「解説・日本の国際法判例 (6)」国際法外
交雑誌 110 巻 3 号 95-139 頁 (2011年11月)

書評:「書評・阿部浩己著『国際法の暴力を超えて』
(岩波書店、2010年)」国際人権 22 号 186-187 頁 (信
山社、2011年10月)

Book Review 'Jinkenjoyaku no Gendaitekitenkai
[Contemporary Developments in Human Rights

Conventions], by SHIN Hea-Bong' Japanese Yearbook of International Law Vol.54, 2011 483-485 頁 (2012 年 2 月)

教科書：(共編著) 徳川信治 / 西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会』1-54 頁 (総頁 227) (法律文化社、2012 年 2 月)

講演：「グローバル化社会における人権の尊重」2011 年度 立命館大阪オフィス講座「グローバル化の中の法と政治」立命館大阪オフィス (2011 年 10 月 26 日)

その他：科研費・基盤研究 (C)「欧州人権裁判所判決執行における重層的監視システムの実効性」研究代表

徳久恭子准教授

著書：(共著)「都市整備」京都市市政史編さん委員会編『京都市政史第 2 巻——市政の展開』579-672 頁 (2012 年 3 月)

論文：「学歴と労働市場」『レヴァイアサン』49 号 84-109 頁 (木鐸社、2011 年 10 月)

学会報告：「日本型生産レジームにおける継続性と変化」日本比較政治学会、日本比較政治学会、北海道大学 (2011 年 6 月 19 日)

中谷義和教授

論文：「グローバル化と国家論の課題」立命館法学 339・340 号 250-300 頁 (2012 年 3 月)

翻訳：「デヴィッド・ヘルド『コスモポリタニズム——民主政の再構築』」(法律文化社、2011 年 12 月)

中村康江准教授

論文：「役員解任の訴えに関する会社法 854 条 1 項の法意」立命館法学 339・340 号 328-362 頁 (2012 年 3 月)

判例解説：「内規の廃止による取締役の退職慰労年金不支給の可否」ジュリスト臨時増刊平成 22 年度重要判例解説 (ジュリスト 1420 号) 134-135 頁 (有斐閣、2011 年 4 月)

「検査役選任請求と持株要件」会社法判例百選〔第二版〕(別冊ジュリスト 205 号) 122-123 頁 (有斐閣、2011 年 9 月)

研究会報告：「会社法 346 条 1 項に基づき退任後もなお会社の役員としての権利義務を有する者に対する解任の訴えの可否」京都大学商法研究会例会、京都大学商法研究会、京都大学 (2011 年 5 月)

「株主権の行使と持株要件——株式保有の『継続』要件に関して」立命館大学商法研究会例会、立命館大学商法研究会、立命館大学 (2011 年 6 月)

ゲストスピーカー：Recent Corporate Scandals and the Revision of Companies Act in Japan, Business Law in Japan, Faculty of Law, the University of British Columbia (2012 年 3 月)

その他：科研費・基盤研究 (B)「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」カナダ最高裁判所判事の任命プロセスに関する調査 (カナダ・オタワ市) (2012 年 2 月 29 日-3 月 3 日)

中山布紗准教授

論文：「フランス民法典 1321 条の第三者に関する一考察——虚偽表示における顕示証書 (偽装行為) を援用する者と反対証書 (偽装行為当事者の真の合意) を援用する者との優劣決定基準が明らかにされた破毀院判決を端緒として——」北九州市立大学法政論集第 39 巻 1・2 合併号 37-51 頁 (2011 年 9 月)

「債権譲渡禁止特約とその効力——最高裁平成 21 年 3 月 27 日第二小法廷判決民集 63 巻 3 号 449 頁の検討を通じて——」THINK 第 110 号 9-17 頁 (日本司法書士会連合会、2012 年 3 月)

判例研究：「債権譲渡禁止特約に反して債権を譲渡した債権者が譲渡の無効を主張することの可否」法律時報 1039 号 90-93 頁 (日本評論社、2011 年 10 月)

研究ノート：「民法 94 条 2 項と同 110 条の類推適用が認められた最高裁平成 18 年 2 月 23 日第一小法廷判決における真正権利者の帰責性判断——最高裁平成 15 年 6 月 13 日第二小法廷判決との比較から——」北九州市立大学法政論集第 39 巻 3・4 合併号 125-139 頁 (2012 年 3 月)

報告要旨：「フランスにおける『虚偽表示確認の訴え』の実際の機能——詐欺行為取消権との関係から——」比較法研究第 74 号 252-253 頁 (比較法学会、2012 年 3 月)

学会報告：「フランスにおける『虚偽表示確認の訴え』の実際の機能——詐欺行為取消権との関係から——」比較法学会第 74 回学術大会個別報告<大陸法部会>、比較法学会、法政大学 (2011 年 6 月)

浪花健三教授

論文：「『税務に関する専門家』に係る一考察」水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』823-841 頁 (法律文化社、2011 年 12 月)

「税理士法の課題 ～『税理士法改正に関する意見 (案)』を踏まえて～」税法学 566 号 295-313 頁 (清

文社、2011 年 11 月)

講演:「税理士法の課題 ～『税務に関する専門家』の検討を踏まえ～」近畿税理士会支部研修会、近畿税理士会吹田支部、吹田市 (2011 年 11 月)

西村めぐみ教授

論文:「テロリズムの民間人犠牲者をめぐる歴史的動向の時系列分析——標的ごとの連動と地域別の特色——」立命館法学 337 号 324-371 頁 (2011 年 10 月)

「冷戦後の世界における国家暴力とテロリズム」立命館法学 338 号 349-397 頁 (2011 年 12 月)

学会報告:“Coercive state and the terror response” The 69th annual national conference of Midwest political science association Midwest political science association Chicago, USA (2011 年 4 月)

その他: 科研費・基盤研究 (C)「疎外された人口と国際関係: 社会的歪みと秩序への挑戦」研究代表 (2011 年 4 月-2012 年 3 月)

2012 年 2 月 マケドニアで少数民族問題について現地調査。

2012 年 3 月 25 日-3 月 31 日 ボスニアで移行期の正義について現地調査 (野村財団 国際交流助成 (研究者の海外派遣))。

二宮周平教授

論文:「当事者支援の家族紛争解決モデルの模索」ケース研究 307 号 5-34 頁 (家庭事件研究会、2011 年 5 月)

「事実婚の多様性と法的保護の根拠」家族 (社会と法) 27 号 20-33 頁 (日本加除出版、2011 年 7 月)

「親権者の決定、面接交渉における子の意思の尊重」家族法研究 25 巻 1 号 149-158 頁 (韓国家族法学会、2011 年 7 月)

「認知症高齢者の遺言能力」中川淳先生傘寿記念論集『家族法の理論と実践』767-792 頁 (日本加除出版、2011 年 7 月)

「家族法改革の展望～個人と家族はどこへいくのか」辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性 I かけがえのない個から』213-234 頁 (岩波書店、2011 年 10 月)

判例評釈:「嫡出子と嫡出でない子の相続分の区別の合憲性について、適用違憲とした事例」別冊判例タイムズ 32 号『平 22 年度主要民事判例解説』192-193 頁 (判例タイムズ社、2011 年 9 月)

「性同一性障害者特例法の合憲性」谷口洋幸 / 齊藤笑美子 / 大島梨沙編『性的マイノリティ判例解説』

35-40 頁 (信山社、2011 年 11 月)

その他:「家族法入門 (9) ～離婚 (3) 子どもへの配慮」戸籍時報 668 号 45-62 頁 (日本加除出版、2011 年 5 月)

「家族法入門 (10) ～婚外関係の法的処理」戸籍時報 672 号 91-105 頁 (日本加除出版、2011 年 8 月)

講演:「家族のあり方と男女共同参画」綾部市男女共同参画を考える講座「あいアカデミー」、綾部市男女共同参画課、綾部市 IT ビル (2011 年 7 月 23 日)
「家族ってなに? ～個人化と多様化の中で」男女共同参画研修講座、岸和田女性会議・岸和田市立女性センター、岸和田市立女性センター (2011 年 9 月 11 日)

「選択的夫婦別姓」G-NET しがフェスタ 2011、男女平等条例を推進する会、G-NET しが研修室 (2011 年 10 月 22 日)

「家族法の現代的課題」国際沖縄研究所レクチャーシリーズ「沖縄で家族法を考える」、琉球大学国際沖縄研究所、琉球大学 (2012 年 1 月 23 日)

「戸籍法の生き立ち、現状と課題」鳥取県司法書士会法令実務研修会、鳥取県司法書士会、ホテルセントパレス倉吉 (2012 年 1 月 28 日)

「成年後見制度の現状と課題」行政書士記念日・市民公開講座、京都府行政書士会、ひとまち交流館京都 (2012 年 2 月 23 日)

「民法 766 条改正と面会交流の実効性保障～調停との関連を中心として」京都家事調停協会研修会、京都家事調停協会研修委員会、京都家庭裁判所 (2012 年 2 月 24 日)

「成年後見制度の理論と実践」京都府社会保険労務士会成年後見制度研修会、京都府社会保険労務士会、京都平安ホテル (2012 年 3 月 30 日)

シンポジウム:「立法論～改正の方向」日本家族 (社会と法) 学会第 28 回学術大会シンポジウム「父子関係成立のあり方の検討～嫡出推定・認知制度の見直し」、日本家族 (社会と法) 学会、鹿児島大学 (2011 年 11 月 5 日)

「公的支援システムの具体的あり方～横浜宣言の実質化に向けて」論点整理とコーディネーター、日本成年後見法学会第 8 回学術大会、日本成年後見法学会、立命館大学 (2011 年 10 月 29 日)

「日本法における婚姻規範の強さと現実の乖離～自由への課題と展望」、日仏文化講座「フランス女性なぜ結婚しないで子どもを産むのか～家族の変容と家族政策の日仏比較」、日仏会館、日仏会館ホ

ール (2011 年 11 月 12 日)

その他：科研費・基盤研究 (A)「変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築」研究代表

2011 年 11 月 19 日-20 日 科研費・基盤研究 (A) 及び異分野融合研究推進事業による研究会「シンポジウム『法と心理の協働』・ワークショップ『家事事件手続における子どもと家族の心理アセスメント』」(シュトゥットガルト家裁・高裁心理鑑定士カップ博士を招聘)

2012 年 1 月 13 日 科研費・基盤研究 (A) による研究会「ベトナムにおける家事紛争解決」(ベトナム・ハノイ大学ハン教授を招聘)

2012 年 2 月 28 日-3 月 8 日 科研費・基盤研究 (A) による海外調査 (2 月 29 日-3 月 2 日シュトゥットガルト、3 月 5 日-6 日ウィーン)

野口雅弘准教授

著書：『官僚制批判の論理と心理——デモクラシーの友と敵』(中公新書、2011 年 9 月)

『比較のエートス——冷戦の終焉以後のマックス・ウェーバー』(法政大学出版局、2011 年 12 月)

(共著)『アクセス デモクラシー論』52-71 頁 (日本経済評論社、2012 年 1 月)

記事：「官僚制と対決する日本政治」朝日新聞 2012 年 2 月 14 日 (東京夕刊)

平野仁彦教授

書評：「法システムの内と外」宇佐美誠・濱真一郎編著『ドゥオーキン：法哲学と政治哲学』209-214 頁 (勁草書房、2011 年 6 月)

研究会報告：「自己決定権とソフトロー——生命倫理問題との関わりで——」国際高等研究所研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーション」、国際高等研究所 (京都府木津川市) (2012 年 1 月)

講演：「法の解釈と原理衡量」山東大学威海分校法学院講演会、山東大学威海分校 (中国山東省) (2012 年 3 月)

ゲストスピーカー：「法のシステムと正義」科研費研究プロジェクト「市民参加型司法プロセスにおける『情報的正義』の構築に向けた学際的実証的研究」、情報的正義研究会、立命館大学 (2012 年 2 月)

瀬野貴生教授

論文：「マスメディアと刑事法」、「裁判員制度」内田博文/佐々木光明編『「市民」と刑事法〔第 3 版〕』14-24 頁、205-215 頁 (日本評論社、2012 年 2 月)

「法廷外弁護活動としての表現行為の意義と限界——仙台地判平成 23 年 7 月 5 日を機縁として——」

立命館法学 339・340 号 430-476 頁 (2012 年 3 月)

堀雅晴教授

論文：「岐路に立つ大学ガバナンス：『コーポレート・ガバナンス』論による変質・劣化に抗して」「立命館の民主主義を考える会」第 38 号 1-6 頁 (2012 年 2 月 15 日)

研究報告：「学校制度の変遷と大学ガバナンス」立命館大学人文科学研究所・知識基盤社会における大学ガバナンス研究会、立命館大学 (2011 年 12 月)

コメンテーター：「転換期の東アジア」立命館大学人文科学研究所、立命館大学 (2012 年 3 月)

本田稔教授

著書：(共著)大野真義/森本益之/加藤久雄/本田稔/神馬幸一著『刑法総論』第 4 章「違法性」119-136 頁、第 5 章「違法性阻却」137-172 頁 (世界思想社、2011 年 11 月)

論文：「刑法史における過去との対話 (1)」法と民主主義 462 号 35-39 頁 (日本民主法律家協会、2011 年 10 月)

「刑法史における過去との対話 (2)」法と民主主義 463 号 82-88 頁 (日本民主法律家協会、2011 年 11 月)

「確定裁判を経た罪とその前後に行われた罪との罪数関係について——東京地方裁判所平成 22 年 1 月 28 日刑事第 5 部判決を素材にして——」立命館法学 339・340 号 477-498 頁 (2012 年 3 月)

翻訳：(共訳)本田稔/朴普錫訳「イルムトゥールド・ヴォヤーケ フリッツ・パウアーと 1945 年以降のナチ犯罪の克服」立命館法学 337 号 559-581 頁 (2011 年 10 月)

「フォルカー・エッピング ヴァン・デル・ルッペ法——『法律なければ犯罪はなく、刑罰もなし』の基本原則の意味に関する一考察——」立命館法学 338 号 512-544 頁 (2011 年 12 月)

判例批評：「未精算商品のトイレ内での隠匿と窃盗既遂罪の成立時期」法学セミナー 676 号 151 頁 (日本評論社、2011 年 4 月)

「事後強盗罪の共同正犯における暴行の程度に関する共謀の認定方法」法学セミナー 680 号 153 頁 (日本評論社、2011 年 7 月)

「売春防止法 6 条 1 項の『周旋』の意義と不処罰の関与者による『周旋』の認識の要否」法学セミナー 684 号 131 頁 (日本評論社、2011 年 12 月)

書評：「生田勝義『人間の安全と刑法』(立命館大学法学叢書第 11 号)」立命館法学 338 号 500-511 頁 (2011 年 12 月)

その他:『法律の形をした不法』による遡及処罰はいかにすれば可能か」立命館ロー・ニュースレター第66号9-10頁(2011年9月)

学会報告:「ヴァン・デル・ルッペ法における遡及処罰法理の史的構造」法制史学会第63回総会、法制史学会、立命館大学(2011年6月5日)

「刑法におけるイデオロギー批判と法学方法論」2011年度研究の国際的発信研究助成「日・韓・独における刑法による過去の克服」研究会、立命館大学(2012年2月3日)

その他:2011年度研究の国際的発信プログラム「日・韓・独における刑法による過去の克服」研究会
研究代表

正木宏長准教授

著書:(共著)「判断過程の統制について——日光太郎杉事件判決再読——」水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』179-196頁(法律文化社、2011年12月)

(共著)「アメリカにおける『協働』論の展開——民間化、協調、官民連携」岡村周一/人見剛編著『世界の公私協働——制度と理論』71-88頁(日本評論社、2012年2月)

その他:(共著)「学界回顧 行政法」法律時報83巻13号26-35頁(日本評論社、2011年12月)

研究会報告:「判断過程の統制について」関西行政法研究会、大阪学院大学(2012年3月)

その他:科研費・若手研究(B)「行政訴訟における裁判官の行動についての比較法研究」研究代表

松尾剛准教授

論文:「ドリユ・ラ・ロシュと表象の危機——『シャルルロワの喜劇』再読——」『STELLA』30号265-280頁(九州大学フランス語フランス文学研究会、2011年12月)

松本克美教授

論文:「建築請負目的物の瑕疵と同時履行の抗弁権」立命館法学335号283-301頁(2011年6月)

「債権法改正『中間論点整理』における消滅時効の提案とその評価」ビジネス法務11巻11号114-117頁(中央経済社、2011年9月)

「建物の安全性確保義務と不法行為責任——別府マンション事件・再上告審判決(最判2011(平23)・7・21)の意義と課題——」立命館法学337号173-230頁(2011年10月)

「従軍慰安婦訴訟が問うたもの・今後の課題」女性・戦争・人権11号31-41頁(行路社、2011年10月)

「法律基本科目について——研究者教員の視点から」シンポジウム「法曹養成制度の検討への学会『提言』を踏まえた具体案と対話」法曹養成と臨床教育4号27-33頁(日本加除出版、2011年11月)

「共同不法行為と加害行為の到達問題——建設作業従事者のアスベスト被害とアスベスト建材メーカーらの共同不法行為責任を契機に——」立命館法学339・340号515-535頁(2012年3月)

「建設作業従事者のアスベスト被害とアスベスト建材メーカーの『流通集積型』共同不法行為」政策科学別冊『アスベスト問題特集号』69-86頁(立命館大学政策科学会、2012年3月)

その他:「別府マンション事件・再上告審判決(最1判平23・7・21)について」消費者法ニュース90号228-230頁(消費者法ニュース発行会議、2011年12月)

「補充意見書・アスベスト建材メーカーの『流通集積型』共同不法行為」首都圏建設アスベスト訴訟・東京地裁に提出1-39頁(2012年1月)

「『安全』配慮をめぐる義務論の新展開」市民と法72号1頁(民事法研究会、2012年2月)

学会報告:「法律基本科目について——研究者教員の視点から(シンポジウム・法曹養成制度の検討への学会『提言』を踏まえた具体案と対話)」臨床法学教育学会第4回大会、臨床法学教育学会、関西学院大学(2011年4月)

「現代における法・判例形成と民事法学の課題(シンポジウム「現代における法・判例形成と実定法学の課題」)」民主主義科学者協会法律部会2011年度学術総会、民主主義科学者協会法律部会、立命館大学(2011年11月)

「障害児を生まない権利? 障害児として生まれない権利?(シンポジウム「自己決定権とジェンダー」)」ジェンダー法学会2011年学術大会、ジェンダー法学会、東北大学(2011年12月)

研究会報告:「現代における法・判例形成と民事法学の課題」民主主義科学者協会法律部会・民事法夏合宿研究会、民主主義科学者協会法律部会・民事法分科会、あいち健康プラザ(2011年8月)

「欠陥建物の買主に対する建築施工者等の不法行為責任——別府マンション事件・再上告審判決」末川民事法研究会、キャンパスプラザ京都(2012年2月)

「建築施工者等の建物の品質確保義務と不法行為責任——安全性瑕疵限定論の批判的検討」民事法研

究会、立命館大学・民事法研究会、立命館大学（2012年3月）

講演：「最判平成23・7・21の意義と課題——別府マンション事件・再上告審判決の検討——」欠陥住宅京都ネット定例研究会、欠陥住宅京都ネット、京都弁護士会館（2011年8月）

「最判平成23・7・21の意義と課題——別府マンション事件・再上告審判決の検討——」大阪住宅紛争審査会運営委員会主催研修会、大阪住宅紛争審査会運営委員会、大阪弁護士会館（2011年10月）

「最高裁平成23年7月21日・別府マンション事件判決について」欠陥住宅全国ネット第31回仙台大会、欠陥住宅全国被害者連絡協議会、仙台弁護士会館（2011年11月）

「別府マンション事件再差戻控訴審判決（福岡高判平成24・1・10）の検討——安全性瑕疵限定論批判——」欠陥住宅関西ネット第15回総会シンポジウム、欠陥住宅関西ネット、大阪弁護士会館（2012年3月）

研究調査：「東日本大震災のがれき処理におけるアスベスト対策と現状」（立命館大学・震災プロジェクト〔研究代表者・森裕之政策科学部教授〕、仙台市、石巻市、東松島市（2011年8月1日-3日）

湊二郎准教授

論文：「建築紛争における仮命令」立命館法学338号46-90頁（2011年12月）

宮脇正晴教授

論文：「共有にかかる特許権が侵害された場合の損害額の算定」村林隆一先生傘寿記念『知的財産権侵害訴訟の今日的課題』234-246頁（青林書院、2011年4月）

「審決取消訴訟の審理範囲に関する商標法上の問題」パテント64巻別冊6号81-87頁（2011年7月）
「共有にかかる特許権が侵害された場合の損害額の算定——知財高判平22・4・28平成21（ネ）10028を契機として」AIPPI56巻11号20-31頁（2011年11月）

「商標法4条1項11号の類否判断において商標の使用態様を考慮することの適否——サーチコスト理論を用いて」L&T54号63-70頁（2012年1月）
「標識法におけるサーチコスト理論——Landes & Posnerの業績とその評価を中心に——」知的財産法政策学研究37号195-213頁（2012年3月）

判例評釈：「輸入商品の真正商品性と販売業者の調査義務——バーバリー事件」三山峻司先生・松村

信夫先生還暦記念『最新知的財産判例集——未評釈判例を中心として——』299-312頁（青林書院、2011年10月）

「大学と第三者との共同研究の成果報告書につき、職務著作により大学を著作者とした事例」知財管理62巻3号345-353頁（2012年3月）

学会報告：「日本の特許法2011年改正について」IT Law Development in Asia、慶北大学（韓国大邱）（2011年11月）

村上弘教授

著書：澤井勝／村上弘ほか編『大阪都構想Q & Aと資料——大阪・堺が無力な「分断都市」になる——』（公人社、2011年9月）

論文：「大阪都構想（大阪市・堺市廃止）の極端化に新聞はどう対応したか——「府」の名称のままの柔軟な改革を検討する」立命館法学339・340号536-599頁（2012年3月）

研究ノート：「大阪都構想——メリット、デメリット、論点を考える——」立命館法学335号557-613頁（2011年6月）

講演：シンポジウム「大阪都構想について考える市民のつどい」大阪都構想研究会（市民・専門家団体）、大阪弁護士会館（2011年10月）

「京都市会議員研修」京都市会事務局、京都市会、京都市（2012年2月）

報告：「大阪都構想の勉強会」大阪商工会議所、大阪市（2012年1月）

「大阪都構想の勉強会」関西経済連合会、大阪市（2012年1月）

その他：「おはよう朝日です」での解説、テレビ朝日、大阪市（2011年11月）

* 以上いずれも、大阪都構想の制度内容、メリット・デメリット、代替案、政治過程などに関するもの。

村田敏一教授

論文：「保険募集法制見直し論の焦点」生命保険論集176号43-64頁（生命保険文化センター、2011年9月）

判例研究：「相続税法・所得税法と生命保険契約」平成二二年七月六日最高裁第三小法廷判決・民集六四巻五号一二七七頁」民商法雑誌143巻6号71-88頁（有斐閣、2011年6月）

「新株予約権無償割当てが『著しく不公正な方法』によるものであるとして、新株発行の差止めの仮処分が認められた事例（ピコイ事件抗告審決定）」商事法判例研究No.543〔京都大学商法研究会〕商

事法務 1944 号 93-99 頁 (商事法務研究会、2011 年 10 月)

「告知義務違反による生命保険契約の解除・免責と因果関係不存在特則の判断基準」金融・商事判例 1386 号増刊号『保険法判例の分析と展開』56-61 頁 (経済法令研究会、2012 年 3 月)

学会報告:「株主平等原則の謎——会社法一〇九条一項の解釈論として——」日本私法学会第 75 回大会、神戸大学 (2011 年 10 月)

研究会報告:「新株予約権無償割当てが『著しく不公正な方法』によるものであるとして、新株発行の差止めの仮処分が認められた事例 (ピコイ事件抗告審決定)」京都大学商法研究会、京都大学 (2011 年 7 月)

「相続税法・所得税法と生命保険契約」生保・金融法制研究会、生命保険文化センター (2011 年 7 月)
「契約条件の変更・保険業法 240 条の 2 ~ 240 条の 13」関西保険業法研究会、生命保険文化センター (2011 年 5 月、7 月、8 月)

「株主平等原則の謎——会社法一〇九条一項の解釈論として——」北海道大学民事法研究会、北海道大学 (2011 年 7 月)

「告知義務違反による生命保険契約の解除・免責と因果関係不存在特則の判断基準」関西商事法研究会、大阪弁護士会館 (2012 年 2 月)

望月爾教授

論文:「納税者権利保護法の国際モデル——Duncan Bentley 教授のモデル法の紹介を中心に——」水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』761-784 頁 (法律文化社、2011 年 12 月)

判例評釈・研究:「一時所得——取得時効」別冊ジュリスト租税判例百選〔第 5 版〕(207 号) 87 頁 (有斐閣、2011 年 12 月)

その他:「納税者の権利の確立を目指して」法と民主主義 461 号 93 頁 (日本民主法律家協会、2011 年 8 月)

「検証 第 6 回新司法試験 租税法」ロースクール研究 18 号 60-63 頁 (民事法研究会、2011 年 12 月)

研究会報告:「グローバル・タックスの導入に向けての法的課題」第 3 回グローバル・タックス研究会、グローバル・タックス研究会、立命館大学 (2011 年 12 月)

薬師寺公夫教授

論文:「国連国家免除条約の起草過程及び条約内容の特徴——法典化及び漸進的発達との関連で——」

山田中正大使傘寿記念『変革期の国際法委員会』453-507 頁 (信山社、2011 年 4 月)

「国際機構の利用に供された国家機関の行為の帰属問題と派遣国の責任」松田竹男 / 田中則夫 / 薬師寺公夫 / 坂元茂樹編集代表『現代国際法の思想と構造 I 歴史、国家、機構、条約、人権』183-235 頁 (東信堂、2012 年 3 月)

判例評釈:「国際慣習法の成立要件——北海大陸棚事件——」国際法判例百選〔第 2 版〕6-7 頁 (有斐閣、2011 年 9 月)

紹介:「大沼保昭先生記念論文集『国際法学の地平——歴史、理論、実証』」国際法外交雑誌 110 巻 2 号 212-219 頁 (国際法学会、2011 年 8 月)

国際会議:「強制失踪委員会第 1 会期」、ジュネーブ (2011 年 11 月)

「強制失踪委員会第 2 会期」、ジュネーブ (2012 年 3 月)

研究会報告:「国際機構の利用に供された国家機関の行為の帰属問題と派遣国の責任」国際法研究会、京都大学 (2012 年 1 月)

山口直也教授

資料:「判例回顧と展望・刑事訴訟法」法律時報 83 巻 6 号 208-224 頁 (日本評論社、2011 年 5 月)

学会報告:「少年司法における被害者『参加』の現状と課題」日本犯罪社会学会第 38 回大会、日本犯罪社会学会、立命館大学 (2011 年 10 月 21 日 - 22 日)

山田泰弘教授

論文:「会社法 429 条に基づく損害賠償義務の損害確定時期と遅延利息の発生時期」立命館法学 339・340 号 600-618 頁 (2012 年 3 月)

「代表訴訟における会社の被告側への補助参加」法律時報 84 巻 4 号 25-30 頁 (日本評論社、2012 年 4 月)

判例評釈:「株主総会に対し報酬議案を提出した取締役の会社法 429 条 1 項責任」商事法務 1939 号 117-122 頁 (商事法務研究会、2011 年 8 月)

解説:「『実務演習 法律関係』出題と解説」第 33 回スタッフ全国大会、公益社団法人日本監査役協会、大津プリンスホテル (2011 年 9 月 8 日)

湯山智之教授

判例評釈・研究:「国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件 (ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ) (判決 2007 年 2 月 26 日) (1)」立命館法学 335 号 436-510 頁 (2011 年 6 月)

「国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件 (ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ)」

(判決 2007 年 2 月 26 日) (2)」立命館法学 337 号 398-459 頁 (2011 年 12 月)

資料: (共著)「主要文献目録 (国際法)」国際法外交雑誌 110 巻 2 号 122-162 頁 (2011 年 8 月)

教科書: (共著) 徳川信治 / 西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会』42-54 頁、166-193 頁 (法律文化社、2012 年 2 月)

吉田美喜夫教授

論文:「深夜業の実態の変化と法規制の重要課題」労働法律旬報 1741 号 7-19 頁 (旬報社、2011 年 4 月)
「ブラック企業と労働時間規制」労働法律旬報 1759・60 号 22-31 頁 (旬報社、2012 年 1 月)

その他:「外国人技能実習制度の今後について」労働法律旬報 1748 号 4-5 頁 (旬報社、2011 年 7 月)

シンポジウム:「外国人技能実習制度の現状と将来」東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策、立命館大学国際地域研究所・人身取引研究会、立命館大学 (2011 年 12 月)

吉村良一教授

著書:『環境法の現代的課題』(有斐閣、2011 年 8 月)
(監訳)『ドイツ不法行為法』(法律文化社、2011 年 9 月)

論文:「日本侵権行為法学的最新動向」(張挺訳)北航法律評論 2011 年 1 号 67-94 頁 (北京航空航天大学法学院、2011 年 8 月)

「研究者養成システムの『再生』に向けて」法の科学 40 号 115-124 頁 (日本評論社、2011 年 9 月)

「泉州アスベスト国賠訴訟控訴審判決の問題点」法律時報 83 巻 12 号 65-70 頁 (日本評論社、2011 年 11 月)

「『平穏生活権』の意義」水野武夫先生古稀記念論文『行政と国民の権利』232-248 頁 (法律文化社、2011 年 12 月)

「公害・環境法理論の発展に果たした学者 (研究者) の役割」淡路剛久先生古稀祝賀『社会の発展と権利の創造——民法・環境法学の最前線』585-610 頁 (有斐閣、2012 年 2 月)

「都市における生活環境の保護と私法」立命館法学 339・340 号 619-646 頁 (2012 年 3 月)

判例評釈:「プリンスホテル日教組大会開場等使用拒否事件」私法判例リマックス 44 号 42-45 頁 (日本評論社、2012 年 2 月)

その他:「環境法における公 (法) と私 (法) の協働」書齋の窓 610 号 7-11 頁 (有斐閣、2011 年 11 月)

学会報告・講演:「都市の生活環境保護における私

法の役割」近畿弁護士連合会夏季研修、近畿弁護士連合会、和歌山市 (2011 年 7 月)

「研究者養成システムの再生に向けた提言」民主主義科学者協会法律部会学術総会、民科法律部会、立命館大学 (2011 年 11 月)

渡辺千原教授

論文:「日本の法曹継続教育におけるジェンダー」南野佳代編著『法曹継続教育の国際比較』235-264 頁 (日本加除出版、2012 年 1 月)

「裁判の専門化と裁判官」立命館法学 339・340 号 647-682 頁 (2012 年 3 月)

判決紹介:「診療録の紛失と顛末報告義務」年報医事法学 26 号 202-208 頁 (日本評論社、2011 年 8 月)

書評:「現代日本の紛争処理と民事司法」法社会学 75 号 222-232 頁 (有斐閣、2011 年 10 月)

和田真一教授

著書: (共著) 長尾治助 / 中田邦博 / 鹿野菜穂子編『レクチャー消費者法 [第 5 版]』25-43 頁 (法律文化社、2011 年 7 月)

論文:「わが国における名誉・信用回復請求権の現状と課題 (2)」立命館法学 335 号 302-335 頁 (2011 年 6 月)

「不当な保全処分を理由とする本案弁護士費用・慰謝料の賠償責任」立命館法学 339・340 号 683-711 頁 (2012 年 3 月)

判例評釈:「通信社からの配信記事に基づく記事掲載と掲載新聞社の免責」民商 145 巻 3 号 358-371 頁 (2011 年 12 月)

Media Coverage II	法学部定例研究会
	2012 年 3 月～ 6 月

■法学部定例研究会：

- 12 年 3 月 15 日 民事法研究会：松本克美氏「建築施工者等の建物の品質確保義務と不法行為責任——安全性瑕疵限定論の批判的検討——」
- 12 年 4 月 27 日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」第 6 回研究会 テーマ「アメリカ・カナダ最高裁調査報告」：渡辺千原氏、田村陽子氏、倉田玲氏
- 12 年 5 月 21 日 立命館大学特別講演会：高橋宏志氏「裁判官と弁護士の間で——新民事訴訟法の本質から——」
刑事制裁・量刑法研究会：ヴォルフガング・フリッシュ氏「犯罪論大系と量刑との関係について——犯罪論における不法および責任と量刑における不法および責任」
- 12 年 6 月 8 日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」第 7 回研究会 テーマ「ドイツ調査報告」：和田真一氏「シオルツ元選出委員会委員、ガイアー連邦憲法裁判所判事に対するヒアリング結果の報告」、毛利透氏「連邦議会と連邦参議院でのヒアリング結果の報告」
- 12 年 6 月 12 日 民事法研究会：張挺氏「中国環境不法行為における『差止論』——絶体権請求権と不法行為請求権の交錯——」
- 12 年 6 月 14 日 特別講演会：竹内康二氏「国際弁護士業務について」

Media Coverage III	学術交流・研究活動

- 基盤研究 (A) 変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築
研究代表 二宮周平
- 基盤研究 (B) 民事訴訟原則におけるシビルローとコモンローの収斂
研究代表 出口雅久
- 基盤研究 (B) 現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究
研究代表 市川正人
- 基盤研究 (B) 東アジアにおける人身取引と法制度・運用実態の総合的研究
研究代表 大久保史郎
- 基盤研究 (C) 疎外された人口と国際関係：社会的歪みと秩序への挑戦
研究代表 西村めぐみ

- 基盤研究 (C) フランスにおける社会的民主主義概念の歴史的・制度的・実体的検討
研究代表 多田一路
- 基盤研究 (C) 欧州人権裁判所判決執行における重層的監視システムの実効性
研究代表 徳川信治
- 基盤研究 (C) 事業再生におけるキャッシュフロー・ファイナンスの役割の検討
研究代表 小山泰史
- 基盤研究 (C) 量化解釈に基づく意味処理モデルの構築
研究代表 藏藤健雄
- 基盤研究 (C) 1960年代の憲法論議——地方紙を中心として
研究代表 赤澤史朗
- 基盤研究 (C) 地域コミュニティによる小規模公共サービス供給の可能性——自治体内分権の比較事例分析
研究代表 徳久恭子
- 基盤研究 (C) 行政の情報収集・提供義務の不作为に対する司法的統制とその問題点
研究代表 北村和生
- 基盤研究 (C) 人権規範の一般国際法規範への影響とアジア諸国の対応
研究代表 薬師寺公夫
- 基盤研究 (C) オーストラリア文学に見るグローバル化と文学の変容
研究代表 佐藤渉
- 若手研究 (B) 危険犯実務の分析と検討
研究代表 嘉門優
- 若手研究 (B) 大審院（民事部）における判決形成過程の研究
研究代表 木村和成
- 若手研究 (B) ジンメルの政治理論——紛争による社会統合とヨーロッパのアイデンティティ
研究代表 野口雅弘
- 若手研究 (B) 行政訴訟における裁判官の行動についての比較法研究
研究代表 正木宏長
- 若手研究 (B) 司法と福祉の連携における社会復帰概念の明確化と適正な量刑手続に関する比較法的研究
研究代表 森久智江
- 若手研究 (B) 子会社利害関係者の保護と親会社の責任
研究代表 清水円香



立命館ロー・ニューズレター
第69号 (2012年6月)
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学部
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/rlindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlindex.htm#nl)

